

フランスの金融法制〔Ⅱ〕

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄

金澤 理 中村真澄 奥島孝康

井上治行 荒木正孝

〔目次〕

1. 銀行業法（1941年 6 月13日の法律）
2. 金融業者法（1941年 6 月14日の法律）
3. 民間銀行運営令（1946年 5 月28日の命令第46—1247号）
4. 銀行国有化法（1946年12月 2 日の法律第45—015号）
5. 国有銀行運営令（1945年 5 月28日の命令第46—1246号）
6. 国有銀行等従業員持株法（1973年 1 月 4 日の法律第73— 8 号）
7. 国有銀行等従業員持株法施行令（1973年 7 月 4 日の命令第73—604号）
8. 証券販売法（1972年 1 月 3 日の法律第72— 6 号）
〈以上は本誌16巻 1 号に掲載〉
9. 高利貸付等の勧誘行為取締法（1966年12月28日の法律第66—1010号）
10. 高利貸付等の勧誘行為取締法第 1 条に関する 施行令（1967 年 3 月21日
の命令第67—226号）
11. 高利貸付等の勧誘行為取締法第 10 条に関する 施行令（1968 年 3 月15日
の命令第68—259号）
12. 法定利率に関する法律（1975年 7 月11日の法律第75—619号）
13. 銀行業従事禁止法（1930年 6 月19日の法律）
14. 郵便小切手法（1962年 3 月12日の命令第62—273号により法典化）
15. 小切手に関する法を統一するための命令（1935年10月 30 日のデクレ・
ロワ）
16. フランス銀行法（1973年 1 月 3 日の法律第73— 7 号）
17. 中小企業金融組織法（1917年 3 月13日の法律）
18. 中小企業金融組織法補充・改正法（1920年 8 月 7 日の法律）
19. 庶民銀行の業務拡大のための定款変更に関する法律（1928 年 7 月 10 日
の法律）
20. 中小企業金融組織法改正法（1929年 7 月24日の法律）
21. 中小企業金融組織法改正・補充法（1934年 3 月17日の法律）
22. 中小企業金融組織変更・補充法（1936年 8 月13日の法律）
23. 庶民銀行の資本の充実等に関する法律（1942年 8 月18日の法律）
24. 相互保証会社、庶民銀行およびホテル・商工業金融中央金庫に関する
命令（1945年 6 月20日の命令）

25. リース業法（1966年7月2日の法律第66—455号）
26. リース取引公示令（1972年7月4日の命令第72—665号）
27. 国有化法（1982年2月11日の法律第82—155号）
28. 銀行金融公庫組織運営令（1982年2月17日の命令第82—173号）
29. 国有化会社証券交換令（1982年2月18日の命令第82—176号）

9. 高利貸付、金銭貸付およびある種の 勧誘行為ならびに広告に関する1966年 12月28日の法律第66—1010号

第1章 高利貸付

第1条〔高利貸付の定義〕

①高利貸付とは、約定による貸付であって、同意された時における実質総金利が、同様の危険をともなう同種の取引につき、国家信用評議会に登録されている銀行または金融業者が、その直前の四半期において適用していた平均実質金利をその4分の1以上超過するものをいう。ただし、金銭の取引につき、借主に対して要求される報酬に制限を設けることを目的とする国家信用評議会の決定がある場合を除く。国家信用評議会の承認した実質金利がある場合には、これを超過するものを高利貸付という。

②割賦販売にともなう信用の供与は、本法の適用に関しては、これを約定による貸付と同様にあつかい、かつ、同一の目的を有する金銭貸付と同一の条件をもって高利貸付とみなす。

③いかなる場合であっても、同意された時における実質総金利が、その直前の四半期中に発行された社債の実質平均利回りの2倍を超過するときは、これを高利貸付とする。この最高利率は、その性質上高額の固定費をともなうある種の取引については、国家信用評議会の意見を聴いたのち、財政経済大臣が定める定率の賦課金を加算することにより、これを引上げることができる。

④本条第1項に定める平均実質金利，および国家信用評議会による規制の対象となる取引につき同評議会が認める最高利率の公示を確保するための条件は，命令をもってこれを定める。この命令は，本条第3項の適用にあたり基準となるべき指数，およびこの指数の変化を考慮すべき条件について，これを明定する。

第2条 〔指数スライド貸付の場合の実質総金利〕

現行法令の定める条件にしたがい，貸付の全部または一部を指数スライドとする場合には，実質総金利は，貸付資金が借主に交付された日以後の指数の変化から生じる，借主の返済すべき金額の増加額を考慮することなくこれを算定しなければならない。この場合において，比較の基準となる平均実質金利は，同様の危険をともなう同種の取引であって指数スライドでない貸付につき，適用される金利とする。この貸付の実質総金利が，上記の平均実質金利，または第1条第3項に定める平均利回りにその3分の2を加えた利率を超えるとときは，これを高利貸付とする。

第3条 〔実質総金利の算定方法〕

①いかなる場合においても，貸付の実質総金利を判定するにあたっては，利息に，直接または間接の費用，手数料またはあらゆる種類の報酬を加算してこれを行なう。貸付の実行に際し，なんらかの形式において介入した仲介者に支払われまたは支払うべき費用，手数料または報酬は，それが現実の支出額に見合うものであるときでも，これを利息に加算する。比較の基準となる実質金利の判定についても，これと同様とする。（1979年7月13日の法律第79—596号により追加）《ただし，1979年7月13日の法律第79—596号第4条および第5条の適用に関しては，債権にともなう担保権設定の費用および公証人等（offi-

ciers ministriels) への謝金は、契約が確定的に成立する以前にその額を明らかにすることができないときは、上に定義した実質総金利にこれを加算しない。》

②前項の規定にかかわらず、賦払償還の方法をとる貸付については、実質総金利は、債権の償還の態様を考慮してこれを計算しなければならない。

第4条 [貸付文書への実質総金利記載義務]

前数ヵ条にしたがって定められた実質総金利は、本法の規制の対象となる貸付契約を証するすべての文書に、これを記載しなければならない。

第5条 [超過利息の充当および返済]

①約定による貸付が高利のものであるときは、前数ヵ条にてらし超過する返済額は、法律上当然に、これをその時に期限の到来している通常の利息に充当し、なお剰余のあるときは、これを債権の元本に充当する。

②債権の元本および利息が消滅したときは、不当に取得した金額は、その支払われた日からの法定利息を附して、これを返還しなければならない。

第6条 [制裁規定]

①他人に対して高利貸付を行なった者、または名目および方法のいかににかかわらず、直接もしくは間接に、高利貸付の借受または供与、
第1条および第2条にいう高利貸付となる貸付の借受もしくは供与に
故意に関与した者は、これを2ヵ月以上2年以下の禁錮および2,000
フラン以上30万フラン以下の罰金に処し、またはそのいずれか一方の

三四

刑に処する。

②裁判所は、前項の刑事処分に附加して、つぎの処分を言渡すことができる。

1° 有罪とされた者の費用をもってする判決文の全文または要旨の裁判所の指定した新聞紙への公告、および刑法典第50—1条に定める条件にしたがう判決文の掲示

2° 企業の業務執行または指揮を担当する者のいずれかが、本条第1項に定める刑に処せられたときは、その企業の一時的または確定的閉鎖。あわせて、必要あるときは、管財人または清算人の選任。

③企業閉鎖の場合には、裁判所は、有罪とされた者または企業が、その被用者に対し、給与、補償金およびあらゆる種類の報酬の支払を継続すべき期間を定める。被用者は、閉鎖時までの給与等につき請求権を有する。この期間は3ヵ月を超えることができない。

④本条第1項に定める軽罪に関する公訴権の時効は、最後に利息または元本の弁済をうけた日から進行する。

第7条 〔諮問委員会の構成等〕

捜査手続または予審手続もしくは判決手続のいかなる段階においても、管轄権を有する司法当局が有用と判断したときは、事件を諮問委員会の審議に委ねることができる。委員会の構成は、国璽尚書兼司法大臣および財政経済大臣の合同命令により、これを定める。諮問委員会は、第1条第1項に定める平均実質金利、および当該事案について適用された実質総金利について、意見をのべるものとする。

第2章 貸主・借主間に介入する若干の仲介者の活動，ならびに金銭貸付，若干の資金投資および割賦販売金融に関する勧誘および広告

第8条 〔仲介料等の貸付前取得の禁止〕

①すべての自然人または法人が，その名目および方法のいかんにかかわらず，直接または間接に金銭貸付の借受または供与に関与することにより，手附金，手数料，調査費，周旋料，書類作成料または仲介料にあたる金額を取得することは，これを禁止する。ただし，貸付資金が現実に支払われ，かつ，当該取引の実行が書面によって証明されその写しの1通が借主に交付された後においてはこのかぎりではない。

②貸付資金および書面の写しが引渡される以前に，前項に定める仲介料または手数料を取立てるため，借主に為替手形の引受呈示を行ない，または約束手形に署名させることは，これを禁止する。

第9条 〔勧誘員に対する禁止行為等〕

(1972年1月3日の法律第72—6号により改正) ①つぎに掲げる行為をなす目的をもって，勧誘行為に従事することを禁止する。

1° 金銭の貸付を勧め，または借入れの申込をさせることを目的とする行為

2° 消費寄託その他の方法により，大衆から資金を集めることを目的とする行為

3° その資金の全部または一部をもって，不動産民事会社の持分を取得することを予定する貯蓄計画への申込を勧めること

4° その他あらゆる投資を提案することを目的とする行為。

②前項の規定にかかわらず、有価証券の引受または買受、保険契約または無尽契約の申込、営業財産もしくは不動産の買受または不動産もしくはその一部につき受益権を与える不動産会社の持分の買受を目的とする勧誘行為については、前項の禁止はこれを適用しない。これらの勧誘行為は、それぞれに特有の規制にしたがう。

③本条に定める勧誘行為に従事する者とは、第1項に定めるいずれかの目的をもって、投資者の住所、居所もしくは職場、または公衆の出入する施設であって、かつ、第1項の目的にあてられる専用施設以外の場所を訪問することにより、業として勧誘行為を行なう者をいう。

④前項と同一の目的をもって、投資者の住所もしくは居所または職場に宛てて、書状もしくは案内状の送付または電話により、業として役務の提供を申出でまたは勧める行為も、これを勧誘行為とみなす。

第10条 〔宣伝・広告に対する規制〕

第9条第1項各号に列挙された勧誘行為に関してなされた宣伝または広告は、その形式および方法のいかんにかかわらず、命令の定める条件にしたがいこれを規制し、かつ、とくに貸付または借入の実質総金利およびそれにふくまれる費用を明示しなければならない。

第11条 〔禁止行為の例外等〕

①（1972年1月3日の法律第72—6号により改正）《本法第8条および第9条（第1項第1号、第2号および第4号）に定める禁止は、銀行、金融業者、信用金庫、1917年3月13日の法律の適用ある相互保証会社、1953年9月30日の命令第53—947号の定める財政経済大臣の
三
一
特別の承認ある不動産相互信用企業については、これを適用しない。ただし、それぞれに特有の規制の範囲内で行為することを要する。》

②（1975年7月10日の法律第75—601号により改正）《前項の規定に

かわらず、本条第1項に定める銀行、金融業者、相互保証会社または不動産相互信用企業の計算において勧誘行為を行なう勧誘員は、国際条約に定めがある場合を除き、フランスまたはヨーロッパ経済共同体加盟国の国籍を有する者であることを要し、かつ、当該事業者の交付する特別勧誘員証を携帯しなければならない。特別勧誘員証に関する条件は、参事院の命令をもってこれを定める。》

③第8条の規定は、現行法令の定める公証人に関する規定の適用を妨げない。第9条の規定も、公証人に対し、その業務の遂行に必要な限度において、かつ、命令をもって定める規則にしたがい、資金を調達することを禁止するものではない。

第12条 〔割賦販売融資契約に対する適用除外等〕

①本法第11条第2項の規定は、銀行登録簿に登録された銀行または金融業者の計算において、割賦販売にともなう融資契約を提供する勧誘員には適用されない。ただし、貸主である事業者の名称および信用供与の費用が契約書に記載されており、かつ、当該事業者および仲介者の取得する手数料の総額が、貸主たる業者がその実施につき国家信用評議会の許可をえている料率表に適合するものであることを条件とする。

②いかなる場合においても、借主は、契約が前項の規定に違反したことを理由として、契約を解除することができる。

第13条 〔銀行業者補助者の活動の条件〕

1958年10月16日の命令 第58—966号 第4条により改正された1941年6月14日の法律第13条の適用により、国家信用評議会の作成する名簿に記載された銀行業者補助者は、その業務を遂行するために、書状または目論見書により、役務の提供の申出を行なうことができる。ただ

三〇

し、補助者がその計算において行動する銀行登録簿に登録された銀行または金融業者の名称およびその所在地が、これらの文書に記載されていることを条件とする。

第14条 〔適合措置を講じる義務〕

第11条第1項に定める事業者は、同条に定める命令の公布の時から6ヵ月の期間内に、同条第2項の規定に適合するための措置を講じなければならない。

第15条 〔制裁規定―その1〕

①第8条および第9条の規定に違反した者は、これを2ヵ月以上2年以下の禁錮および2,000フラン以上30万フラン以下の罰金に処し、またはそのいずれか一方の刑に処する。

②裁判所は、企業の管理または指揮を担当する者のいずれかが、第1項に定める刑に処せられたときは、前項の刑事処分に附加して、その企業の一時的または確定的閉鎖の処分を言渡すことができ、あわせて、必要あるときは、管財人または清算人の選任を行なうことができる。企業閉鎖の場合には、第6条第3項の規定を適用する。

第16条 〔制裁規定―その2〕

①第4条、第10条、第11条第2項および第12条第1項の規定に違反した者は、これを2,000フラン以上3万フラン以下の罰金に処する。

②第11条に定める特別勧誘員証を、書留郵便によって行なわれる返還請求をうけた時から24時間以内に、これを交付した事業者に返納しなかった勧誘員に対しても、前項の刑を適用する。

第17条 〔廃止規定〕

つぎの法令はこれを廃止する。

- 金銭債権の利率に関する1807年9月3日の法律
- 暴利に関する1850年12月19日の法律
- 金銭債権の利率に関する1886年1月12日の法律
- 金銭債権の法定利率に関する1900年4月7日の法律
- 法定利率を改正し、約定利息の制限を一時的に停止する1918年4月18日の法律
- 高利に関する1935年8月8日の命令。

第18条 〔経過規定〕

現存の契約に関しては、本法施行ののち最初に到来する期限から起算する利息は、その期限が到来したときに、法律上当然に、その属する取引の種類につき認められた最高利率まで縮減される。これに違反したときは、本法の定める制裁を科する。

第19条 〔施行期日等〕

①本法は、官報に公示された日より3ヵ月の期間を経過したときから、これを施行する。

②本法第17条に定める法令に対する違反を本法施行前に犯した者は、従来どおり、これらの法令の規定にしたがってこれを訴追し、かつ処罰する。

10. 1966年12月28日の法律第66—1010号
第1条の適用に関する1967年3月21日
の命令第67—226号

第1条 〔平均実質金利の公示〕

暦年の各四半期において銀行および金融業者が適用する平均実質金利は、つぎの四半期の期首において、フランス共和国官報にこれを公示する。

第2条 〔最高利率の公示〕

国家信用評議会による規制の対象となる取引に関し、同評議会の承認する最高利率は、フランス共和国官報にこれを公示する。

第3条 〔高利貸付の基準となる社債総利回り〕

①1966年の上記法律第1条第3項の適用に関して基準となる指数は、国立経済調査統計局の作成した民間会社の（発行総額が1,000万フランを超える）社債の発行時における総利回りとする。

②同法の適用に関しては、基準となるべき直近の指数と比較して、0.25ポイントを超える差異を示す指数の変化がないときは、これを斟酌してはならない。ただし、数個の半期間に生じた相次的変化を積算して上記の限界値に達したときは、これを斟酌する。

③本条第1項に定める社債の総利回りは、暦年の各半期の期首において、直前の半期のものを、フランス共和国官報に公示する。

④前項の公示には、1966年の上記法律第1条第3項の定める最高利

率の計算において、本条第2項の規定を斟酌したうえで算出される利回りについても、これを記載しなければならない。

11. 高利貸付，金銭貸付およびある種の
勧誘行為ならびに広告に関する1966年
12月28日の法律第66—1010号第10条の
適用を目的とする1968年3月15日の命
令第68—259号

第1条 〔虚偽事項等の表示の禁止〕

金銭の貸付を勧めもしくは借入れの申込をさせ，または消費寄託その他の方法により大衆から資金を集め，もしくは投資を提案することと目的とする宣伝または広告は，いかなる形式で，かつ，いかなる方法でなされる場合であっても，これに虚偽の事項または他人を錯誤におとしいれるおそれのある事項をふくむときは，これを禁止する。

第2条 〔外国人または外国法人の取扱い〕

①フランス共和国領土外に住所または本店を有する者は，前条に定める目的のいずれかのためになされるあらゆる宣伝または広告に先立ち，フランスに住所または本店を有する受任者を選任しなければならない。

②前項の適用に関しては，国家信用評議会に登録された銀行または金融業者であって，モナコ大公国に設置されているものは，これをフランスに住所を有するものとみなす。

第3条 〔預金等に関する宣伝・広告の禁止〕

①要求払または満期2年未満の預金を大衆から集めることを目的と

する宣伝または広告は、フランス共和国の領土内においてこの種の預金を受入れることを許可された登録済みの銀行または機関以外の事業者が、これを行なうことができない。

②いかなる場合であっても、前項に定める預金につき、現行法令の定める最高利率を超える報酬を提供する旨の宣伝または広告を行なうことは、これを禁止する。

第4条 〔広告主の表示〕

①名目のいかんにかかわらず、金銭の借入れまたは貸付を誘引するあらゆる宣伝または広告には、かかる提案を行なう者の氏名および住所を、もしこの者が法人であるときは、その商号およびその使用する営業名ならびに本店の所在地を明示しなければならない。

②広告主が仲介者であるときは、広告には、仲介者に委託をした機関または企業の商号および所在地を表示し、または仲介者が特定の者のために行動することを明確にしなければならない。

第5条 〔有価証券の引受等に関する規制との関係〕

有価証券の引受または買受、保険契約または無尽契約の申込に関する宣伝または広告は、本命令に定めるもののほか、これらの取引に特有な規制にしたがうものとする。

第6条ないし第10条（1971年7月1日の法律第71—524号第26条により廃止）

12. 法定利率に関する1975年7月11日の 法律第75—619号

第1条 〔法定利率算出の基礎〕

- ①法定利率は、すべての債務につき、暦年1年ごとにこれを定める。
- ②当該年度についての法定利率は、前年の12月15日現在においてフランス銀行が適用する割引率に等しいものとする。

第2条 〔法定利率の修正〕

6月15日現在においてフランス銀行が適用する割引率が、前年の12月15日現在において適用する割引率と3ポイントまたはそれ以上の差を生じたときは、法定利率は、当該年度の後半6ヵ月については、新しい割引率に等しいものとする。

第3条 〔損害賠償金の特則〕

金銭給付を命じる判決がなされた場合には、法定利率は、判決が執行しうるものとなった日から起算して2ヵ月の期間を経過した時以後は、5ポイントを加算する。判決が仮りに執行しうるものである場合も同様とする。

三〇三 第4条 (民法典1153条参照)

第5条 〔廃止規定〕

法定利率を定める1935年8月8日のデクレ・ロワは、これを廃止す

る。

第6条 〔施行期日、経過規定〕

本法は、1975年7月15日から、これを施行する。同日より1976年1月1日までは、法定利率は、1975年6月15日現在においてフランス銀行が適用する割引率とする。

フランス民法典

第1153条 〔履行遅延にもとづく損害賠償〕

①（1975年7月11日の法律第75—619号により改正）《一定額の金銭の支払を目的とする債務においては、履行の遅延から生じる損害賠償は、法定利率による遅延損害金にかぎられる。ただし、商事および保証に関する特則の適用を妨げない。》

②（1959年1月7日の命令第59—148号により改正）《債権者は、前項に定める損害賠償の請求にあたり、いかなる損失についての証明もすることを要しない。》

③（1975年7月11日の法律第75—619号により改正）《第1項の損害賠償は、支払催告のなされた日以後についてのみ、これを請求することができる。ただし、法律が法律上当然に損害賠償が生じる旨を定めている場合は、このかぎりではない。》

④（1900年4月7日の法律により改正）履行を遅延している債務者が、その悪意によって、遅延にもとづくものとは別個の損害を与えたときは、債権者は、債権にかかわる遅延損害金とは別個の損害賠償を請求することができる。

13. 一定の有罪判決を受けた者および破産宣告を受け復権しない者に対して銀行業に従事することを禁止する1930年6月19日の法律（銀行業従事禁止法）

第1条 「銀行業に従事することを禁止される者」

①(1958年12月23日の命令第58—1298号第39条により改正)《普通法上の重罪，刑法典第150条および第151条に定める私文書，商業書類または銀行書類の偽造および窃盗》，横領，詐欺もしくは法律により詐欺罪の刑をもって処罰するものと定めた軽罪，公共財産の管理者による業務横領の罪，金銭その他の財産の強要罪，資金なくして故意に小切手を振出す罪，国の信用を害する罪，上記犯罪により取得した物の隠匿罪につき有罪とされた者は，業として，銀行取引，有価証券に関する投資または取引所取引を行なうこと，およびこれらの取引を目的とする会社またはその営業所において，資格のいかんを問わず，指揮し，管理しまたは業務を執行すること，またはこれらの者に代って署名することは，法律上当然にこれを禁止する。

②前項に定める罪の未遂または共犯につき有罪とされた者も，また同様とする。

③破産宣告を受け復権しない者も，第1項に定める行為を行なうことはできない。

第2条 「外国において有罪判決または破産宣告を受けた場合」

①前条に定める重罪または軽罪のいずれか一つを構成する犯罪につ

き、外国裁判所により有罪判決を受け、かつフランスの法律によれば既判力を生じている場合においては、その者の住所地を管轄する軽罪裁判所は、検察官の申立により、その外国判決の正規性および適法性を審査したのち、評議部にその者を正式に呼び出し、銀行業に関する行為の禁止を定める前条の規定を適用すべきか否かを宣告する。

②外国の裁判所により破産宣告を受け、復権しない者に対しても、その破産宣告がフランスにおいて執行力あるものと宣告されたときは、第1条に定める禁止を適用する。このため、検察官は、破産者の住所地を管轄する大審裁判所に、外国判決に対する執行判決を求める申立をすることができる。

第3条 〔罰則〕

①前2条に定める銀行業に関する行為の禁止に違反した者は、これを6ヵ月以上2年以下の禁錮および3,600フラン以上6万フラン以下の罰金またはそのいずれか一方の刑に処する。

②累犯の場合、裁判所は、検察官の申立により、前項に定める刑のほか、違反者が指揮し、管理し、もしくは業務執行をなしていた営業所の閉鎖を命じることができる。

第4条 〔違反者に対する制裁措置〕

①本法の規定の適用により有罪の判決を受けた者は、その者が経営していた営業所において、またはその者が指揮し、管理し、もしくは業務執行をなし、または代表者に代って署名をなす権限を有していた会社において、いかなる資格においても職務に従事することはできない。

②前項の禁止に違反した場合、違反者およびその使用者は、これを第3条第1項に定める刑に処し、かつ、裁判所は、その営業所の閉鎖

を命じることができる。

第5条 〔検察官に対する登記申請書の写しの交付等〕

①1919年3月18日の法律（現行法は1967年3月23日のデクレ第67—237号）により、銀行業を営むことを目的とする自然人または会社から商業登記簿への登記の申請を受付けた商事裁判所の書記官は、受付の日から8日以内に、無印紙証書による登記申請書の写し1通を検察官に交付しなければならない。

②書記官は、前項と同一の条件にしたがって、変更登記の申請書を検察官に交付しなければならない。

③検察官は、本法第1条および第2条に定めるフランス人または外国人の犯罪記録（*casier judiciaire*）またはこれに相当する文書の交付を、ただちに請求することができる。

④検察官に交付される登記申請書の写しにつき書記官に支払うべき報酬は、司法大臣および通商大臣の提案にもとづき定める命令によりこれを決定する。

第6条 〔適用範囲〕

①本法は、オー・ラン、バ・ランおよびモーゼルの各県にこれを適用する。フランス刑事法制の導入前に、または現行のアルザスおよびロレーヌ地方の法律（*loi locale*）にもとづきアルザスおよびロレーヌの裁判所により有罪判決が宣告された場合、第1条に定める銀行業に関する行為の禁止は、第2条第1項に定める条件にしたがってこれを宣告する。

②第1条に定める銀行業に関する行為の禁止は、破産宣告がアルザスおよびロレーヌ地方の法律の適用にもとづきなされた商人または非商人たる破産者に対しても、これを宣告することができる。

③本法は、フランス植民地にこれを適用する。

フランス刑法典

第150条 〔私文書等の偽造罪〕

①（1958年12月23日の命令第58—1298号により改正）第147条に定めるいずれか一つの方法によって、私文書、商業書類または銀行書類を偽造し、または偽造しようと試みた者は、これを1年以上5年以下の禁錮および1,000フラン以上12万フラン以下の罰金に処する。

②（1972年12月29日の法律第72—1226号により改正）《前項に定める罪を犯した者に対しては、5年以上10年以下の期間、第42条に掲げる権利を剝奪することができる。》

第151条 〔偽造文書行使罪〕

1958年12月23日の命令第58—1298号により改正）偽造文書を行使し、または行使しようと試みた者は、これを前条と同一の刑に処する。

第147条 〔公務員または裁判所補助者以外の者による公文書または公正証書の偽造〕

（1958年12月23日の命令第58—1298号により改正）

前2条に定める者（訳註：公務員または裁判所補助者）以外の者が、以下に掲げるいずれかの方法により、公正証書および公文書を偽造したときは、これを10年以上20年以下の有期徒刑に処する。

文書または署名の偽造または変造

契約書、規約、借用証書または債務免除証書の偽造またはこれらの証書の作成後における加筆

これらの証書が受領および証明の対象とする条項、表示または事実の付加または変更。

14. 郵便および電気通信法典

第1部 法律（1962年3月12日の命令 第62—273号により法典化）

第3章 郵便小切手・為替等の業務

第1節 郵便小切手

L 第98条 〔所管〕

郵便小切手の業務は、これを郵政大臣の所管とする。

L 第99条 〔郵便小切手口座の開設〕

① 自然人および公私の法人ならびにすべての公共事業体および公私の利益団体は、郵政省の承認を受けることを条件として、郵便小切手口座を開設することができる。

② 前項の口座の開設請求書は、無印紙証書をもって作成する。口座名義人（titulaire）および小切手の振出を授権された者が通常用いる署名鑑もまた、無印紙証書をもって作成する。

L 第100条 〔郵便小切手の記載事項〕

① 郵便小切手には、振出人が署名し、かつ振出日を記載しなければならない。郵便小切手には、振出地ならびに小切手金額を記載しなければならない。

② 前項の金額は、数字および文字をもって記載しなければならない。数字および文字をもって記載した金額に相違があるときは、文字をも

って記載した金額を小切手金額とする。ただし、命令をもってこれと異なる定めをすることができる。

③郵便小切手は、これを一覧払とする。これに反するすべての記載は、記載のないものとみなす。振出日として記載された日より前に支払のため呈示された郵便小切手は、呈示の日においてこれを支払うべきものとする。

④振出地の記載のない郵便小切手は、小切手上に転記された口座表示欄 (l'intitulé) に記載された振出人の住所地において振出したものとみなす。

⑤受取人の記載のない郵便小切手は、これを持参人払式小切手とみなす。

L 第101条 〔一部支払〕

①郵便小切手が受取人により支払のために呈示されたときは、受取人は一部の支払を拒むことができない。

②小切手資金が小切手金額の支払に不足するときは、受取人は、当該行為に課せられる料金 (taxe) を控除した小切手資金の存する限度で、その支払を請求する権利を有する。

③ (1972年2月14日の命令 第72—120号 により改正) 一部支払の場合においては、振出人の口座の保管者たる郵便小切手口座所管庁 (le centre de chèques postaux) は、その一部支払がなされた旨の小切手上的記載および受取証書の交付を請求することができる。

L 第101—1 条 〔振出人の身分証明の義務〕

(1972年1月3日の法律第72—10号により追加) 支払として郵便小切手を受取人に交付する者は、自己の写真を貼付した公の文書により、その身分を証明しなければならない。

Ⅱ 第102条 〔支払拒絶証書の作成と遡求権の行使〕

①命令の定める場合に、かつ命令の定める条件にしたがって、受取人が支払のために呈示した郵便小切手の支払がないときは、これを支払拒絶証書（certificat de non-paiement）によって証明しなければならない。支払拒絶証書は、郵便小切手の口座所管庁が直ちに作成し、当該所管庁が小切手を受領した日に次ぐ4取引日以内に、これを受取人に交付する。

②受取人は、前項の拒絶証書により、振出人に対して遡求権を行使することができる。遡求権行使の期間は、命令をもってこれを変更することができる。

③（1972年2月14日の命令第72—120号により第3項廃止）……（参考）受取人は、証券に記載し、かつ署名した文書により、支払拒絶証書の作成義務を免除することができる。

Ⅱ 第103条 〔支払拒絶の通知等〕

①郵便小切手の受取人は、支払拒絶証書による通知を受けた日に次ぐ4取引日以内に、受取人が拒絶証書の作成義務を免除したときは、支払がなかったことを知った日に次ぐ4取引日以内に、振出人に対し、小切手の支払がなかった旨を通知しなければならない。

②郵便小切手の口座所管庁は、支払拒絶証書の作成後48時間以内に書留郵便をもって支払拒絶をなした旨を振出人に通告しなければならない。

③郵便小切手の口座所管庁は、債務者の住所を管轄する商事裁判所または大審裁判所商事部の書記官に対し、受領証と引換えに、支払拒絶証書の証明謄本2通を交付するか、または配達証明付書留郵便をもってこれを送付しなければならない。2通の証明謄本のうち1通は、これを検察庁に提出する。この手続は、支払拒絶証書の作成後15日以

内に行なわれなければならない。

L 第103—1 条 〔遡求権の実行〕

(1975年1月3日の法律第75—4号により追加) ①執行官による小切手の再度の呈示後、資金の欠缺または不足のために作成された支払拒絶証書の振出人に対する通知は、支払命令としての効力を有する。

②前項に定める通知後20日以内に支払がないとき、執行官は、その他の手続を採ることを要しないで、振出人の動産を差押えることができる。

③差押後1ヵ月の期間が経過してなお支払がないときは、小切手の受取人は、差押財産の売却を申立ることができる。ただし、債務者は、異議ある場合 (en cas de difficulté), 管轄裁判所に対して申立をすることを妨げない。

④第1項に定める執行官による小切手の再度の呈示により生ずる費用は、これを振出人の負担とする。振出人の処分しうる資金が十分にある場合、この費用は、小切手金の支払と同時に、支払人がこれを支払うものとする。

L 第104条 〔遡求金額および小切手法の規定等の準用〕

①小切手の受取人は、遡求を受ける者に対して、以下に掲げる金額の支払を請求することができる。

- 1° 郵便小切手の未払金額
- 2° 支払拒絶証書に記載された小切手の呈示の日以後の法定利息
- 3° 管轄裁判所書記局への支払拒絶証書の登録費ならびにこれに関する費用。

② (1975年1月3日の法律第75—4号により改正) 《小切手 (chèques bancaires) に関する罰則は、郵便小切手に適用する。小切手に

関する法を統一するための1935年10月30日の命令第65—1条ないし第65—4条、第71条、第73条、第73—1条および第73—2条、ならびにこれらの犯罪の予防および処罰のためフランス銀行または通貨発行権を有する金融機関に与えられた権限に関する規定もまた、これを適用する。》(1978年12月29日の法律第78—1239号第85条により追加)《ただし、郵便小切手は、これを裏書することができない。》

③小切手に関する前項以外の規定は、郵便小切手にこれを適用しない。

L 第105条 [線引郵便小切手]

①金銭の支払を目的とする郵便小切手は、取立のためこれを呈示する前に、特定線引を付することができる。

②線引は、小切手の表面に2条の平行線を付してこれを行なう。

③特定線引は、被指定銀行の名称を平行線の中に記載しなければならない。線引または被指定銀行の名称の抹消は、抹消がなされなかったものとみなす。

④線引郵便小切手は、手形交換所において被指定銀行に対し、または振替により被指定銀行の郵便口座に対し、また受取人に対しては振替によりその者の郵便口座に対してのみ、これを支払うことができる。

(1978年12月29日の法律第78—1239号第85条により追加)《線引郵便小切手の振出人が自己を受取人とするときは、その小切手は金銭をもって受取人に支払うことができる。》被指定銀行は、手形交換所における取立のため、他の銀行に取立を委任することができる。

⑤郵便小切手には、二つの線引に限りこれをなすことができる。ただし、そのうちの一つは、手形交換所における取立のためのものでなければならない。

L 第106条 〔郵便小切手の支払資金の証明〕

(1972年1月3日の法律第72—10号により改正) ①郵便小切手は、振出人または所持人の請求があるときは、線引のあると否とにかかわらず、当該小切手につき振出人の処分しうる資金がある旨の証明が口座所管庁によってなされなければならない。ただし、支払人は、自己の資金にもとづいて発行する小切手をもってその郵便小切手に代えることができる。

②前項の規定により証明された郵便小切手の資金は、当該小切手の有効期間が満了するまでは、これを払戻すことができない。

③本条を適用するために必要な措置は、参事院の命令をもってこれを定める。

L 第106—1条 〔振出人の異議申立〕

(1972年1月3日の法律第70—10号により追加) ①郵便小切手の支払呈示がなされたときは、振出人は、所持人が小切手を喪失した場合または所持人の更生整理もしくは清算整理の場合にかぎり、支払に対する異議の申立をなすことができる。

②振出人が前項に定める事由以外の事由にもとづいて異議の申立をなしたときは、本訴が提起されている場合といえども、裁判官は、所持人の申立にもとづき、即決裁判をもって異議の撤回を命じる。

L 第107条 〔郵政庁の責任〕

①郵政庁 (l'administration) は、郵便口座の貸方に計上するため受領した金銭について責任を負う。

②支払のため普通郵便為替または電信為替が使用されたときは、法第113条の規定を適用する。

③郵政庁は、業務の遂行上生じうる遅延については責任を負わない。

④ 1年の期間を超える郵便小切手行為に関しては、郵政庁に対していかなる支払の請求をもなすことができない。

⑤郵政庁に対する支払請求がなされた場合、郵便為替につき定められた料金の徴収および償還に関する規定は、これを郵便小切手に適用する。

Ｌ第113条 〔郵政庁の責任期間と免責〕

①Ｌ第115条およびＬ第116条の規定の適用ある場合を除き、郵政庁は、為替証書に取組まれた金銭については、規則に定める条件にしたがって支払済となるまで責任を負う。

②無記名の普通為替証書については、郵政庁は、支払のため為替証書の呈示をなした者に、受取証書の交付を請求しなかったとき、または受取人の身分証明を求めなかったときにおいても、為替証書を受戻したことによって免責される。ただし、証書に受取人の氏名を記載することによって証書が記名式為替証書に変更されたときはこの限りではない。

③郵政庁は、業務の遂行上生じうる遅延については責任を負わない。

Ｌ第115条 〔責任消滅の期間〕

郵政庁は、為替証書の支払または償還が金銭の払込の日より2年以内に権利承継人によって請求されなかったときは、当該為替証書の金額について確定的に免責される。

Ｌ第116条 〔権利承継人以外の者による請求期間〕

権利承継人が提出することのできない為替証書に関する請求は、証書の発行のときより1年の期間に限り、これを行なうことができる。

Ｌ第108条 〔口座名義人に対する郵政庁の責任〕

①郵便口座の名義人は、その民事上の条件（condition civile）または法的地位（situation légale）に変更が生じた場合、その旨を口座所管庁に対して通知しなければならない。郵政庁は、通知を受けなかった変更より生じる結果については責任を負わない。

②振出人の口座の借方に正規に記載された支払小切手は、郵政庁に関する関係においては、支払がなされたものとみなす。小切手から郵便為替に変更されたのち、その支払が郵便為替によって行なわれたとき、郵政庁の負担する金銭上の責任は、郵便為替に関する責任と同一のものとする。

③郵政庁から交付された郵便小切手用紙の濫用、滅失または紛失により生じる結果については、郵便口座の名義人のみが責任を負う。

④支払を受ける者の指定（assignment）または振替の記載が不正確または不完全であったことによって郵便小切手の支払または振替が誤ってなされたときは、当該小切手の振出人がその責任を負う。

⑤郵政庁が持参人払の郵便小切手を占有しているときは、その占有は、口座名義人に対する関係においては、支払がなされたものとみなされる。

L 第109条 〔口座の閉鎖等〕

①10年以上取引の行なわれなかった郵便口座の残高は、郵政庁がこれを取得して、その予算（budget annexe）に組入れるものとする。

②郵便口座が濫用され、または1通もしくは数通の郵便小切手が十分な資金なくして口座名義人により振出されたときは、郵政庁は、職権をもってその口座の閉鎖を宣告することができる。

③口座名義人が死亡した場合には、その死亡が口座所管箇所（service détenteur du compte）に通知された日をもってその口座を閉鎖する。残高の払戻は、口座所管庁が相続人のために郵便為替または郵便振替によってこれを行なう。

第2部 施行令および参事院命令

R第52—10条 〔小切手に関する法律の準用〕

小切手に関する犯罪の予防および処罰に関する1972年1月3日の法律第72—10号の適用の条件を定める施行令は、これを郵便小切手の口座所管庁に適用する。

第3部 命令

(1962年3月12日の命令第62—275号より法典化)

R第488条 〔所管庁〕

郵便小切手の業務の管理は、これを郵便・電気通信庁（郵政庁）に委託する。

R第489条 〔口座所管庁〕

①郵便口座の保管は、地方所管庁（centres régionaux）がこれを管掌する。

②（1970年12月23日の命令第70—1295号第12条により改正）郵便小切手の口座所管庁は、これをつぎの指定都市に置く。アジャクシオ、ボルドー、シャール・シュール・マルヌ、クレルモン・フェラン、ディジョン、グルノーブル、リール、リモージュ、リヨン、マルセイユ、モンペリエ、ナンシー、ナント、オルレアン、パリ、レンヌ、ルーアン、ストラスブール、およびツールーズ。

R第490条 〔口座の開設〕

①同一人は、同一の郵便口座所管庁もしくは異なる口座所管庁に複

数の口座の開設を申請することができる。この場合、開設すべき口座ごとに別個の申請書を作成しなければならない。

②郵便口座の開設を認められた者および団体に対しては、命令をもって定める金額の保証金の預託を請求することができる。

R 第491条 〔口座開設申請書の提出先〕

(1965年3月8日の命令第65—192号により改正) 郵便口座の開設申請書は、これを申請者の住所地を管轄する郵便局長 (receveur), 集配主任 (receveur-distributeur) または業務主任 (gérant) に交付しなければならない。申請書はまた、その郵便局に交付するため、いかなる郵便官署にも提出することができ、また現行規則の定める場合に、かつその条件にしたがって配達中の郵便局員にこれを交付することができる。

R 第491—1条 〔代理署名者〕

(1965年3月8日の命令第65—192号により追加) 郵便口座の名義人は、自己に代って署名する1人または数人の者を、その口座所管庁に届けでることができる。この場合の委任状は、無印紙証書により作成する。委任状は、包括的授權とし、または特定の行為に制限することができる。口座名義人またはその代理人の署名鑑もまた、無印紙証書により作成することができる。

R 第492条 〔郵便口座の公開〕

郵政庁は、郵便口座名義人の名簿を公表する権限を有する。この名簿は、郵政大臣の命令をもって定める条件にしたがって公衆に交付する。

R 第493条 〔郵便口座の金額〕

郵便口座の貸方に記載する金額には、制限を設けない。

R 第494条 〔郵便口座の貸方に計上される金額〕

(1965年3月8日の命令第65—192号により改正) つぎに掲げる金額は、これを郵便口座の貸方に計上する。

- 1° 自己の口座に振込むため口座名義人の請求により、または第三者の請求により発行された振込委託書 (mandats de versement) の金額
- 2° その者の郵便口座所管庁に対し、受取人によりまたは口座名義人の請求にもとづき送付されもしくは交付されたあらゆる種類の郵便為替および電信為替の金額
- 3° 他の郵便口座名義人によって委託された振替
- 4° R 第 499 条の定める条件にしたがい取立委任のなされた小切手および手形 (effets de commerce)。

R 第495条 (1965年3月8日の命令第65—192号により廃止)

R 第496条 〔郵便振替〕

フランスと郵便振替に関する万国郵便連合協定に加盟している諸国との間における郵便振替は、特別法の適用ある場合を除き、同協定およびその施行規則の定める条件にしたがってこれを実施する。

二
八
七

R 第497条 〔郵便局による振込委託書および為替の支払業務〕

(1965年3月8日の命令第65—192号により改正) フランス国内法のもとにおいて、すべての普通郵便局 (bureaux de poste de plein exercice), 集配郵便局 (établissements de receveur-distributeur)

その他の簡易郵便局 (autres établissements secondaires) は、現行法令の定める条件および制限にしたがい、郵便口座への振込委託書の発行および郵便小切手の口座所管庁により発行された為替の支払に関する業務に参加する。

R 第498条 (1965年3月8日の命令第65—192号により廃止)

R 第499条 [手形・小切手の取立および拒絶証書作成の費用]

(1970年12月23日の命令第70—1295号第13条により改正) 《①小切手および手形 (effets de commerce) は、郵便小切手の口座所管庁に対して取立のためこれを交付することができ、同所管庁は、その保管する口座の貸方に取立てた金額を記入しなければならない。ただし、特別法上の銀行その他の金融機関に対しては、取立委任をすることができない。

②前項に定める小切手および手形につき拒絶証書が作成されたときは、その拒絶証書作成の費用は、取立を委任した者の郵便口座の残高からこれを控除する。》 (1965年3月8日の命令第65—192号により改正) 口座の残高がなく、拒絶証書作成の費用を控除することができない場合または一部の控除しかできない場合において、未払の費用は、1962年12月29日の命令第62—1587号第85条、第86条、第87条および第89条に定める方式および条件にしたがって、これを回収する。

R 第500条 [口座の借方に記入される金額]

(1965年3月8日の命令第65—192号により改正) つぎに掲げる金額は、これを口座の借方に記入する。

口座名義人または授權された代理人により当該口座にもとづき振出された郵便小切手の金額

適式に作成された借方記入指図書 (ordres de débit) の金額
郵便小切手の取扱業務または口座の運営に関し徴収される料金の額。

R 第501条 〔小切手用紙および小切手による各種支払の方法〕

(1965年3月8日の命令第65—192号により改正) 郵政庁は、郵便口座の名義人に対して郵便小切手用紙を交付する。口座所管庁は、この用紙をその責任において印刷する。その用紙には、とくに口座開設者の氏名および口座番号を印刷しなければならない。口座名義人は、この小切手用紙を使用して、つぎに掲げる方法により支払うことのできる小切手を振出すことができる。

自己受小切手 (払戻小切手)、記名式小切手 (支払先指定小切手)
または持参人払式小切手による金銭の支払

郵便口座への記入による支払。線引をなすことができるか否かを問わず、その証券には受取人の郵便口座番号を記載しなければならない。この証券を、《振替小切手》という。

銀行口座への記入による支払。この場合、その小切手には、L第105条に定める条件にしたがい、特定線引をしなければならない。

R 第502条 〔多用途小切手〕

郵便口座の名義人は、1枚の小切手を使用して、名義人の指名する1人または数人の受取人のために支払または振替を指定することができる。この場合、《多用途小切手》(chèque multiple) と称する小切手には、受取人ごとの支払委託書 (mandat) または振替カードおよび摘要書 (bordereau récapitulatif) を添付しなければならない。

二
八
五

R 第503条 〔文字または数字のいずれかによる小切手金額の記載〕

①郵政庁は、L第100条第2項の定めるところにより、適当と判断

するときは、郵便小切手の振出人に対して、文字または数字のいずれかによる小切手金額の表示を許可することができる。ただし、この金額の記載が、安全性を保障するため十分と判断される機械的方法により行なわれる場合に限る。

②多用途小切手につき、文字および数字をもって記載した金額に差異がある場合、数字をもって記載した金額が当該摘要書を正式に検査した総額に一致するときは、数字をもって記載した金額を小切手金額とする。

R 第504条 〔持参人払小切手の支払等〕

(1965年3月8日の命令第65—192号により改正) ①持参人払小切手は、そのために特別に指定された郵便局の窓口において、呈示次第これを支払うものとする。この場合、小切手金の支払は、受取証書の交付および身元の証明を要しないで行なうことができる。

②すべての持参人払小切手は、その支払があるまでは、受取人の氏名および住所を証券に記載して支払先指定小切手に変更し、あるいは受取人の氏名および郵便口座の番号を証券に記載してこれを振替小切手に変更することができる。

③線引持参人払小切手は、受取人の指定ある郵便小切手と同一の条件にしたがって、これを支払うことができる。

R 第505条 〔記載に瑕疵ある小切手の取扱〕

(1965年3月8日の命令第65—192号により改正) 郵便小切手に記載された事項が不完全であるか判読できないとき、または小切手に削除、加筆、消去 (grattages ou lavages) がなされているときは、郵政庁は、その小切手の処理を延期し、または履行しないことができる。

R 第506条 〔過振りおよび一部支払〕

①（1965年3月8日の命令第65—192号により改正）郵便小切手が所定の小切手行為に課せられる料金を控除したのち口座残高を超える金額をもって振出されたときは、その郵便小切手の金額は、これを口座の借方に記載することができない。

②（1972年2月14日の命令第72—121号により改正）《前項の規定にかかわらず、郵便小切手が受取人により支払のため呈示されたときは、L第101条に定める条件にしたがって、口座残高の限度においてその一部支払をなすことができる。受取人が支払拒絶証書の交付を請求したときは、口座所管庁は、残余の金額につき拒絶証書を作成しなければならない。

R 第507条 〔郵便小切手の支払方法〕

（1965年3月8日の命令第65—192号により改正）①手形交換所に呈示される線引郵便小切手を除き、郵便小切手は、当該郵便小切手口座の所管庁に対して、郵送料免除の封書をもって送付するか、または直接これを交付しなければならない。

②郵便小切手は、これに線引がなく、かつ受取人の郵便口座の番号の記載がないことを条件として、特別の窓口において呈示次第これを支払うことができるものとする。

R 第508条 〔指図による口座の借方記入〕

①つぎに掲げる指図は、郵便口座名義人の書面による請求にもとづき、これをその口座の借方に記入して行なう。

——指定された1または複数の他の口座の貸方に記入すべく明確になされた振替指図

——郵政庁によりとくに授權された機関により発行された引渡し指

図

——郵便小切手の口座所管庁を支払場所として指定した小切手および手形の支払指図。

②前項に定める指図は、現行規則の定める方式にしたがってこれを行わなければならない。

R 第509条 〔支払拒絶の場合の措置〕

(1972年2月14日の命令第72—121号により改正) ①事由のいかんを問わず支払のなされなかった郵便小切手については、手形の場合の支払拒絶証書 (protêt) を作成することはできない。その郵便小切手は、振出人またはこれを交付した者もしくは支払呈示をなした者に返送または返還しなければならない。

②受取人により支払のため呈示された郵便小切手が、小切手資金の欠缺または不足のため、小切手の紛失もしくは盗難または所持人の更生整理もしくは清算整理以外の事由にもとづき振出人が支払委託の取消をなしたため、または小切手の振出署名が口座所管庁に保管されている署名鑑と一致しないため、小切手の支払がなされない場合、小切手の支払呈示をなした者の明示の請求があるときは、当該口座所管庁は、支払拒絶証書 (certificat de non-paiement) の交付もしくは送付の方法によって、小切手の支払拒絶を呈示者に通知しなければならない。

③前項の支払拒絶証書は、無印紙証書をもって作成し、振出人の口座所管庁の長またはその代行権限を有する者が、これに日付を付し署名しなければならない。支払拒絶証書には、支払拒絶の事由および一部支払の場合は支払のなされた金額を記載しなければならない。

二
八
二

R 第510条 〔支払拒絶の公示〕

①郵便小切手の口座所管庁は、支払拒絶証書の写し3通を、郵便小切手の振出人の住所地を管轄する商事裁判所または商事事件を取扱う大審裁判所の書記官に交付し、または書留郵便をもって送付しなければならない。

②前項の写しには、小切手振出人の氏名を大文字をもって記載しなければならない。振出人が妻であり、かつ小切手が妻の姓をもって作成されている場合、小切手の口座所管庁は、夫の氏名を確認する資料を有するときは、夫の氏名をもその写しに記載しなければならない。

R 第511条 〔公示費用等の償還〕

(1965年3月8日の命令第65—192号により改正) 郵便小切手の口座所管庁の長官は、支払のため郵便小切手を呈示した者に対し、支払拒絶証書の登録のため書記局に支払った手数料および登録税の償還を請求することができる。小切手の呈示をなした者が郵便口座の名義人であるときは、上記手数料および登録税の額は、これをその者の口座残高から控除する。口座残高がなく、控除することができない場合、または一部の控除しかできない場合、あるいはその支払呈示をなした者が郵便口座の名義人でなく、口座所管庁の長が支払った費用の償還請求が拒絶された場合、その未払金額は、1962年12月29日の命令第62—1587号の第85条、第86条、第87条および第89条に定める方式および条件にしたがって、これを回収する。

R 第512条 〔郵便小切手の有効期間、無効となった小切手の措置〕

(1969年11月21日の命令第69—1058号により改正) ①郵便小切手の有効期間は2ヵ月とする。この期間は、振出日の属する月の翌々月の応当日までとする。この期間は、小切手の振出日より起算し、借方

記入のためその小切手が口座所管庁に到達する日までとする。郵便小切手がグレゴリア暦と異なる暦を採用している国において振出されたときは、その振出日をグレゴリア暦の応当日に直して計算する。

②前項の有効期間が経過した郵便小切手は、郵政庁に対する関係においては、これを無効とする。無効となった小切手は、振出人またはこれを交付した者もしくは支払呈示をなした者に返送または返還しなければならない。

R 第513条 〔口座の摘要と残高〕

郵便口座の貸方または借方に記載がなされたときは、口座所管庁は、当該記載のなされた日以後に、各種記載の摘要を口座名義人に送付しなければならない。証明書類を添付したこの摘要により、口座の新たな残高を算定する。

R 第514条 〔口座残高の通知〕

口座名義人は、定期的通知書により、その口座の現在高について通知を受けることができる。口座名義人はまた、一定の日における口座の残高について通知を求め、または一定期間内における口座の写しの交付を請求することができる。口座名義人がその請求により通知を受ける場合には、料金を支払わなければならない。

R 第515条 〔口座の移転〕

口座名義人は、その名義をもって開設した郵便口座を他の小切手口座所管庁に移転することを請求することができる。口座の移転請求は、日付を付し、かつ署名した書面をもって、現在の口座所管庁に宛ててしなければならない。

二
八
〇

R 第516条 〔口座の閉鎖〕

- ①口座名義人は、何時でもその口座の閉鎖を請求することができる。
- ②前項の請求は、口座所管庁に宛て、日付を付し、かつ署名をした申請書をもってしなければならない。

R 第517条 〔口座閉鎖後の振込金の返還〕

口座の閉鎖後、その口座に宛てて振込がなされたときは、口座所管庁は、職権をもって、振込をなした者にこれを還付する。

R 第518条 〔口座の閉鎖に伴う措置—その1〕

（1965年3月8日の命令第65—192号により改正） 閉鎖する口座につき調査をなした後、口座に残高があるときは、その金額は、郵便小切手をもって権利承継人にこれを還付する。郵政庁は、当事者が所持する未使用の小切手用紙の返還を請求することができる。

R 第519条 〔口座の閉鎖に伴う措置—その2〕

（1965年3月8日の命令第65—192号により改正） 閉鎖された口座の残高がこれを還付する郵便小切手につき支払うべき料金と同額またはこれに満たないときは、その残高は、これを郵政庁の予算に組入れるものとする。

R 第520条 〔時効期間の完成に関する通知〕

郵政庁は、L 第109条第1項に定める時効期間の満了する3ヵ月前に、書留郵便をもって、失権のおそれがある旨を口座名義人またはその権利承継人に通知しなければならない。この通知は、口座所管庁が保有する文書により判明する最後の住所地に宛ててこれを行なう。

R 第521条 〔郵税の免除〕

（1965年3月8日の命令第65—192号により改正）。郵便小切手の口座所管庁に宛て、または同所管庁が発送する通信文および各種の文書については、郵税の納付を免除する。

R 第522条 〔郵便口座に対する仮差押等〕

執行官により行なわれる第三債務者に対する仮差押(saisies-arrêts)および支払の差止 (oppositions) に関する規定は、郵便小切手の業務にこれを適用する。執行令状は、当該郵便口座を保管する口座所管庁の長に対して、これを送達しなければならない。

15. 小切手に関する法を統一するため の1935年10月30日のデクレ・ロワ

第65—1条 〔小切手用紙の交付〕

(1975年1月3日の法律第75—4号により追加) ①銀行業者は、小切手の振出人が支払人から小切手資金の払戻しを受けるため、または支払資金の証明(certification)のために交付される小切手を除き、その他の小切手用紙を口座名義人に対して交付することを拒絶することができる。銀行業者は、先に交付した小切手用紙の返還をいつでも請求することができる。

②小切手用紙が交付されたときは、その用紙は、国家信用評議会の一般的性格を有する決定の定める条件にしたがって、無償で口座名義人の利用に供される。

③(1978年12月29日の法律第78—1239号第85条により改正)《銀行業者は、あらかじめ線引を付し、かつ、銀行、貯蓄金庫またはこれと同視される金融機関のためにする場合を除き、裏書によって譲渡することができない旨の明示の記載をなした小切手用紙を交付することができる。税務官署は、いつでも、その請求にもとづき、線引が付されず、かつ裏書禁止文句のない小切手用紙の交付を受けた者の身元ならびに小切手番号について、通知を受けることができる。前項の規定にかかわらず、小切手用紙には、1979年度財政法第2条の定める印紙を貼付しなければならない。》

④小切手用紙には、その支払をなすべき銀行の支店その他の店舗の電話番号を記載しなければならない。

⑤小切手用紙にはまた、口座名義人の住所を記載しなければならない。

第65—2条 〔不渡報告による小切手用紙の交付の停止〕

（1975年1月3日の法律第75—4号により追加） ①小切手の振出人が支払人から小切手資金の払戻しを受けるため、または支払資金の証明を受けるために交付される小切手を除き、その他の小切手用紙は、小切手資金の不足のため口座名義人の名を付した不渡報告（incident de paiement）の日から1年以内は、口座名義人またはその代理人に対してこれを交付することができない。ただし、第65—2条に定める補正の権能が行使された場合またはこの権能が与えられた場合はこの限りではない。

②小切手資金の不足のため小切手の支払を拒絶した銀行業者および不渡報告の通知を受けたすべての銀行業者、とくに第74条の適用を受けるフランス銀行は、本条の規定を順守しなければならない。

第65—3条 〔不渡による小切手用紙の返還と不渡の補正〕

（1975年1月3日の法律第75—4号により追加） ①小切手資金の不足のため小切手の支払を拒絶した銀行業者は、口座名義人に対して、口座名義人が取引先となっているすべての銀行に口座名義人およびその代理人が所持する小切手用紙を返還すべき旨、および1年間は小切手を振出してはならない旨を命じなければならない。ただし、振出人が支払人から小切手資金の払戻しのみを受けることのできる小切手または支払資金の証明のなされた小切手はこの限りではない。

②前項の規定にかかわらず、口座名義人が、最初の不渡報告後、前項に定める返還命令の通知を受けたときから進行する参事院の命令をもって定めた期間内に、未払いの小切手金を支払い、または支払人に

よる決済のため十分かつ処分しうる小切手資金の提供がなされたことを証明したときは、第68条第2項の規定の適用ある場合を除き、口座名義人は小切手の振出権能を回復することができる。

③前項の補正権が行使された場合、同一の口座についてその補正権は、不渡報告後1年内は再度これを行行使することができない。

④補正権は、同一の口座にもとづき振出され、かつ小切手資金の不足のために支払の拒絶されたすべての小切手につき、第2項に定める期間内はこれを行行使することができる。第65—2条第1項および本条第1項および第3項に定める1年の期間は、最初の不渡報告がなされたときから進行する。

第65—4条 〔共同口座にもとづく小切手の不渡〕

（1975年1月3日の法律第75—4号により追加） 不渡報告が連帯しもしくは連帯しないで責任を負う共同口座の一方の名義人の行為にもとづくとき、第65—2条および第65—3条の規定は、当該共同口座に関するものであると、別個に名義人となることのできる他の口座に関するものであるとを問わず、他方の口座名義人に対して法律上当然に適用される。

第71条 〔附帯私訴および刑事裁判による小切手金の支払命令〕

（1975年1月3日の法律第75—4号により改正） ①小切手の振出人に対して刑事訴追がなされた場合、附帯私訴をなした所持人は、刑事裁判所の裁判官に申立をなし、小切手金額と同額の金銭および損害を被ったときはその賠償額の支払を、振出人に対して請求することができる。ただし、小切手所持人は、普通裁判所に対して支払請求の訴えを提起することを妨げない。

②附帯私訴が提起されず、かつ、公判に提出された一件記録から小

切手金の支払がなされたことを認定することができないときは、刑事裁判所の裁判官は、職権をもって、小切手所持人に対し、訴訟費用のほか、第45条の定めるところにより、小切手金額に呈示の日からの利息を加算した額と同額の金銭の支払を命じることができる。ただし、当該小切手が、取立のためにする場合を除き裏書されたものでなく、かつ訴訟の一件記録に原本として掲げられている場合に限る。本項の規定の適用に当たり、小切手の受取人は、附帯私訴が適法に提起された場合と同一の条件にしたがって、執行文の付された判決の正本の交付を受けることができる。

第73条 〔小切手支払人の義務—その1〕

（1975年1月3日の法律第75—4号により改正） ①支払人は、小切手資金の欠缺、不足または処分不能にかかわらず、第65—2条および第68条第3項の規定に違反して交付された小切手用紙を用いて振出された小切手、第65—3条にしたがってその返還を請求しなかった小切手用紙を用いて振出された小切手、または事前にフランス銀行に照会することなく新たな顧客に交付した小切手用紙を用いて振出されたすべての小切手につき、支払をしなければならない。ただし、支払人は、参事院の命令をもって定める金額を限度としてのみ、小切手金の支払の義務を負う。この金額は、各小切手につき1万フランを下ることができない。

②第1項に定める小切手用紙のいずれかを用いて振出された小切手の支払を拒絶する支払人は、小切手金と同額の金銭のほか、支払拒絶により小切手所持人に与えた損害を、振出人と連帯して支払う義務を負う。

③小切手の支払人は、支払の拒絶に際し、口座の開設および小切手用紙の交付に関する法令の規定を順守したこと、ならびに不渡報告か

ら生じる法令上の義務，とくに小切手用紙の返還をなすべき命令に関する義務を順守したことを証明できなければならない。

第73—1条 〔小切手支払人の義務—その2〕

（1975年1月3日の法律第75—4号により改正） ①小切手の支払人は，小切手資金の欠缺または不足にかかわらず，支払人の交付した小切手用紙に100フラン以下の金額が記載されたすべての小切手につき支払の義務を負う。この場合においては，口座名義人と支払人との間において，小切手用紙の交付に際し，撤回不能の信用開設に関する合意が適法に成立したものとみなす。

②本条の規定から生じる支払人の義務は，第52条〔訳注〕に定める時効によることなく，小切手の振出後1ヵ月を経過したときは消滅する。支払人が小切手資金の欠缺または不足以外の理由のため小切手の支払義務を負わずまたは支払うことができない場合は，支払人は本条に定める義務を負わない。

③本条の規定に反する特約は，これを無効とする。

〔訳注〕 支払人に対する小切手所持人の訴権は，呈示期間経過後3年をもって時効により消滅する（1935年10月30日のデクレ・ロワ52条3項）。

第73—2条 〔支払人の求償権〕

（1975年1月3日の法律第75—4号により追加） ①小切手資金の欠缺，不足または処分不能にかかわらず，小切手の支払をなした支払人は，第73条第2項に定める場合を除き，支払をなした金額を限度として，小切手所持人の権利を代位して行使することができる。支払人は，このため支払拒絶証書の形式をもって作成した証書によって，処分しうる資金の欠缺または不足を証明することができる。

②小切手の支払人は、職権をもって口座残高から控除する場合を除き、(1975年8月6日の法律第75—701号により改正)《前項》の適用にもとづき請求しうる金銭の支払を裁判所の執行官により請求し、口座名義人を遅滞に付することができる。ただし、その他の法律上の手段を採ることを妨げない。

③前項に定める請求の日から20日以内に支払のないときは、第57—1条第2項ないし第4項に定める強制履行の手続を採ることができる。

第57—1条 [小切手支払の督促手続]

(1972年1月3日の法律第72—10号により追加) ①小切手資金の欠缺または不足による小切手の支払拒絶を拒絶証書をもって振出人に通知したときは、その通知は支払命令たる効力を有する。

②(1975年1月3日の法律第75—4号により改正)《前項に定める通知のなされた日から20日以内に小切手金の支払がないときは、執行官は、その他の手続をとることを要しないで、振出人の動産を差押えることができる。》

③差押後1ヵ月の期間が経過してなお支払のないときは、小切手の所持人は、差押財産の売却を申立てることができる。ただし、債務者が異議のある場合 (*en cas de difficulté*)、管轄裁判所に申立をなしたときはこの限りではない。

④(1975年1月3日の法律第75—4号により改正)《執行官による小切手の呈示のために生じた費用は、これを振出人の負担とする。処分しうる小切手資金が十分にある場合、支払人は、小切手金の支払と同時にこの費用を支払うべきものとする。》

16. フランス銀行に関する1973年1月 3日の法律第73—7号

第1条〔任務および資本〕

①フランス銀行は、国の財政経済政策の枠内において、通貨および信用を管理・監督する統括的任務を国からあたえられた機関であり、国の機関として、銀行制度の円滑な運営を管理・監督する任務を負う。

②フランス銀行の資本は、国に属する。

第2条〔銀行券の発行等〕

①フランス本土において法定通貨として認められる銀行券を発行する権限を有するものは、フランス銀行にかぎる。

②フランス銀行は、その帳簿に開設される口座を通じて、銀行その他の金融業者間における資金の決済および移動の業務の円滑な遂行を担保する。

第3条〔フランと外国通貨〕

①フランス銀行は、国の計算において、かつ、財政経済担当大臣の一般的指示の枠内において、フランと外国通貨との関係を調整し、かつ、国の為替準備を管理する。

②フランス銀行は、財政経済担当大臣の許可を得て、国際通貨協定に参加する。

第4条〔協力義務等〕

①フランス銀行は、通貨に関する諸問題について意見を具申する権

限を有する。

②フランス銀行は、国家信用評議会から、その権限内における協力を得て、政府から命令された通貨政策の準備およびその実行に協力する。とりわけ、本法第2章に定める条件にしたがって行なう各種の協力によってこれに参加する。

③フランス銀行は、銀行組織における業務の数量および性質に関する諸規則および行政指導を業界に遵守させる。

第5条 〔情報収集、調査と研究〕

フランス銀行は、銀行業者その他の金融業者から、フランス銀行がその業務を行なうにあたり必要な文献および情報を収集する権限を有する。さらに、アンケート調査に応じた企業および職業団体と直接に関係をもつことができる。フランス銀行は、自行および国のための情報収集上有益な、また、貨幣制度の運営の改善に有益なあらゆる研究と分析を行なう。

第6条 〔国庫のための特別の役割〕

フランス銀行は、国庫のために、本法第17条ないし第19条および第35条に定める特別な役割を引受ける。

第1章 フランス銀行の組織

第1節 フランス銀行の指揮および管理

第7条 〔総裁の権限〕

フランス銀行は、総裁がこれを指揮し、管理する。総裁は、フランス銀行理事会の権限に属しないすべての権限を行使する。

第8条 〔総裁の職務〕

①総裁は、理事会を主宰し、理事会の議事日程を定める。総裁の署名がないときは、理事会の決定はこれを実施することができない。

②総裁は、フランス銀行に関する法令の規定および理事会の決定の実施を命令する。

③総裁は、第三者に対してフランス銀行を代表し、すべての契約および協定に、フランス銀行の名をもって署名する。

④総裁は、必要と認めたとき、および少なくとも年1回、フランス大統領に対して、フランス銀行の業務報告を、理事会の名をもって提出する。

⑤総裁は、本法第32条に定める場合を除き、フランス銀行の職員を任命する。

第9条 〔副総裁の職務〕

総裁は、第一副総裁1人および第二副総裁1人が、これを補佐する。副総裁は、総裁から授権された職務を行なう。

第10条 〔総裁および副総裁の任命〕

総裁および副総裁は、閣議の決定にもとづいて、これを任命する。総裁は、フランス大統領の掌中に手を伸べて、法令にしたがい適切かつ忠実にフランス銀行を指揮する旨の宣誓を行なうものとする。

第11条 〔兼職禁止〕

総裁および副総裁の職に在る者は、国際機構に協力する場合を除き、報酬の有無を問わず、公私の企業の活動に協力することができない。

第12条 〔終任後の待遇〕

①総裁および副総裁は、その終任後3年間、現職待遇を受ける。

②総裁および副総裁は、前項の期間中は、財政経済担当大臣の許可がある場合を除き、公私の企業に協力し、助言または労務に対する報酬を受取ることができない。財政経済担当大臣が許可を決定するときは、現職待遇の全部または一部を受領し得る条件を定めなければならない。

③終任後3年の間に、総裁、副総裁が公務に就いたときは、財政経済担当大臣は、この公務に対する報酬が本条第1項に定める待遇を維持するための手当によって補充される条件を定めなければならない。

第2節 フランス銀行理事会

第13条 〔構成〕

フランス銀行理事会は、それぞれフランス国籍を有する総裁、副総裁および理事10人をもって構成する。監事1人およびその代行者は、理事会に出席しなければならない。監事およびその代行者は、財政経済担当大臣がこれを任命する。

第14条 〔理事の任命・互選、任期、年齢制限〕

I. 理事は、つぎの条件にしたがってこれを選任する。

財政経済担当大臣の提案にもとづき、閣議決定をもって、通貨、財政または経済の専門的知識を有する者の中から任命される理事9人

フランス銀行の職員の中から無記名投票により互選される理事1人。

II. 理事の任期は6年とする。任期満了前に退任した理事があるときは、その残存期間について後任者を任命する。任命による理事は、2年ごとに、その3分の1を改選する。理事の職務を行なうための年

年齢制限は65歳とする。

第15条 〔理事会の権限〕

①理事会は、フランス銀行の運営および自己資金の使途に関する一般的問題について審議する。理事会は、同行の予算案および補正予算案を作成し、貸借対照表その他の計算書類、利益処分案、および国に対する配当原案を作成する。

②理事会は、フランス銀行の普通取引約款を定め、外国のまたは国際的な銀行または金融機関と締結する契約および協定の承認の可否について決定する。

③理事会は、とくにフランス銀行の市場介入の態様および利率の決定に関して、同行総裁に権限をあたえることに同意することができる。理事会は、第19条に定める権限を行使する。

④理事会は、フランス銀行の職員の地位に関する規則について審議する。総裁は、財政経済担当大臣に対してこの規則の承認を求めなければならない。

第16条 〔理事会の決議方法〕

①理事会の審議には、7人以上の構成員の出席を必要とする。

②理事会の決議は、出席者の過半数による。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

③監事が異議を申立てなかったときは、理事会の決議は確定する。監事に異議がある場合には、総裁は、適時に理事会の再度の審議を求めなければならない。

第2章 フランス銀行の業務

第1節 国に対する協力

第17条 〔国庫に対する協力業務〕

①フランス銀行は、その帳簿において、国庫の口座を無償で開設する。この口座で取扱われる取引の種類および態様は、財政経済担当大臣とフランス銀行との協定をもってこれを定める。

②フランス銀行は、長期国債 (rentes) および国庫証券 (valeurs du Trésor) の発行ならびにその利子の支払いについて無償で協力する。

第18条 〔納税のための証券の管理等〕

①フランス銀行は、公租公課の納付義務者が財政経済省出納官に対して署名した指図式証券 (effets de comptable public) の管理および流通を確保する。

② (1973年12月21日の法律 第73—1121号により追加) 《本条の実施により流通性をあたえられる証券の総額は、財政経済担当大臣とフランス銀行総裁との間で行なわれ、かつ、本法第19条にしたがい国会の承認を得た協定によってこれを制限することができる。》

第19条 〔国に対する貸付の条件〕

国がフランス銀行から特別貸付 (avances) および無利子貸付 (prêts) を受けるための条件は、財政経済担当大臣とフランス銀行理事会の認許を得た同行総裁との協定によって定める。この協定については国会の承認を受けなければならない。

第2節 金および外国通貨に関する業務

第20条 〔金、金証券、フラン等に関する取引〕

①フランス銀行は、自己および第三者の計算において、金の取引、外貨または金の量目に表示された支払手段および証券の取引を行なうことができる。

②フランス銀行は、外国銀行、外国のまたは国際的な金融機関との間で、フラン貨を貸付け、または、借受けることができる。

③前項の取引に際し、フランス銀行は、相当と認める担保を求め、または、これを提供する。

第21条 〔フランと外国通貨との関係の調整〕

①フランス銀行は、フランと外国通貨との関係の調整を確保するため、法令により設置されるすべての組織を管理する。

②前項の組織の手持フランは、フランス銀行に対してのみこれを預託する。この種の組織が必要とするフランは、フランス銀行が無利子貸付 (avances sans intérêts) の方法で供給する。

第22条 〔中央銀行等の口座の開設〕

フランス銀行は、その帳簿に、すべての国の中央銀行または国際組織の名をもって、有償または無償で口座を開設することができる。

第23条 〔金融関係の監督〕

フランス銀行は、金融関係とりわけ外国との銀行取引の監督に協力する。

第3節 その他の業務

第24条 〔債権の買取等〕

フランス銀行は、通貨政策の目的を達成するため必要と判断する条件にしたがい、かつ、請求者および証券呈示者の特殊な立場を考慮して、国、企業および個人に対する債権の割引、買取、売却または担保としての受入れを行なうことができる。

第25条 〔国庫証券の割引禁止〕

国庫は、フランス銀行に対して、国庫証券を割引のために提供することができない。

第26条 〔取引条件〕

フランス銀行の割引率ならびに本節の取引の期間、対象または形式その他一般的に取引を規制するための条件は、フランス銀行理事会がこれを定める。

第27条 〔有価証券の買取、売却等〕

フランス銀行は、理事会が定めたリストに記載されている有価証券 (effets ou valeurs) を買取り、売却し、または売戻条件付で買入れること (prendre en pension) ができる。

第28条 〔市場操作〕

市場操作は、理事会が定めた条件にしたがい、フランス銀行総裁の発議により、これを実施する。

第28条の2〔海外県発券銀行準備金の貸付〕

(1974年12月27日の法律第74—1114号により追加)《①フランス銀行は、海外県発券銀行に対して、この発券銀行がフランス本土において強制通用力を有する銀行券を海外県において流通させるために必要な準備金を貸付けることができる。》

《②前項の準備金については利息を付さない。貸付の条件は、フランス銀行と海外県発券銀行との協定をもってこれを定める。この協定については、財政経済担当大臣の承認を要する。》

第3章 雑 則

第29条〔商事法令の適用〕

フランス銀行の行なう取引は、商事法令の規制にしたがう。

第30条〔訴訟の管轄裁判所〕

①行政裁判所は、フランス銀行の内部管理に関する争訟、フランス銀行とその理事会の構成員またはその代理者との争訟を審理し、かつ、この事件に関して、損害の賠償および職務執行の停止をふくむ民事制裁を宣告することができる。

②前項以外の争訟は、管轄権を有する裁判所に提起しなければならない。

第31条〔計算書類の作成・提出〕

理事会が作成した計算書類は、財政経済担当大臣の承認を受けなければならない。この計算書類は、参事院の命令によって定められた条件にしたがって作成し、提出しなければならない。

第32条 〔支店の設置等〕

①フランス銀行が本店外に配置する支店または代理店は、理事会の意見を聴取したのち、命令をもって、これを設置または廃止する。

②支店長は、総裁の提案にもとづき、財政経済担当大臣が官報において公示する命令をもって、これを任命する。

第33条 〔銀行券の流通廃止〕

一定の文様の銀行券の法定通用力は、理事会の議を経て、命令をもって、これを廃止することができる。ただし、フランス銀行は、その窓口において、無条件かつ無制限に、法定通用力ある他の文様の銀行券と交換する義務を負う。

第34条 〔適用除外法令〕

紛失または盗取された無記名式証券に関する法令の規定は、フランス銀行券にはこれを適用しない。

第35条 〔回収未済の残額の国庫への納付〕

フランス銀行は、流通市場から回収することになった銀行券で窓口に提出されないものの残額を、国庫に納付しなければならない。

第36条 〔諸勘定の設定〕

フランス銀行は、本法によりその責務とされている任務を遂行するために、同行の帳簿に諸勘定を設けることができるが、借越額 (solde débiteur) で保証が付いていないものを記入することはできない。

二六二

第37条 〔協力の要否の決定〕

フランス銀行は、了知する必要があると認める書類がすべて提出さ

れているか否かによって、協力の可否を決めることができる。同行は、必要な場合には、人的・物的担保の設定を要求することができる。

第38条 〔担保証券の売却〕

①借主が約定を履行しないときは、フランス銀行は、執行官送達証書による付遅滞から3日を経過した後は、担保として差入れられている証券の全部または一部を、公認仲買人を通じて取引所において売却することができる。

②フランス銀行は、前項の売却代金から、貸付元本、利息および費用の返還を受けることができる。残余があるときは、借主に、これを交付する。

第39条 〔守秘義務〕

フランス銀行の職員は、職業上の秘密を守らなければならない。これに違反したときは、刑法典第378条の刑に処する。

第40条 〔職員の活動制限〕

フランス銀行の職員は、総裁の許可がある場合を除き、工業、商業、または金融業を営む公私の企業の業務に参加し、または労務の提供もしくは助言により、これらの企業から利益または報酬を受けてはならない。ただし、この規定は、科学的、文学的および美術的作品の制作には適用しない。

第41条 〔施行令〕

本法の施行については、参事院の命令をもってこれを定める。

17. 中小商工業金融組織に関する 1917年 3 月13日の法律

第 1 章 相互保証会社

第 1 条 〔設立・目的・保証の態様・持分等〕

(1962年 8 月10日の命令第62—967号により改正) ①相互保証会社は、
商工業者、製造業者、手工業者、商事会社および自由業を営む者の間
で、これを設立することができる。相互保証会社は、もっぱら社員の
職業上の活動について社員のために保証をなすことをその目的とする。

②相互保証会社は、前項のほか、不動産の所有者または不動産上の
権利者の間でも、これを設立することができる。相互保証会社は、も
っぱら不動産所有権の取得または不動産の整備および修繕のために社
員が負担した借入金について保証をなすことをその目的とする。

③保証は、社員が振出し、引受け、または裏書した商業証券および
約束手形の手形保証もしくは裏書またはその他の方式で行なう
ことができる。

④相互保証会社の資本は、これを記名式の持分に分ける。各持分の
金額は均一であることを要せず、かつ10フランを下ってはならない。
持分の引受けは、会社の利益の分配にあずかる社員のほか、出資金に対
する報酬をうける権利のみを有し、利益の分配にあずからない社員も
また、これをなすことができる。

⑤会社は、引受済資本の 4 分の 1 の払込がなければ、これを設立す
ることができない。協同組合の地位 (statut) に関する1947年 9 月10
日の法律第47—1775号第12条の規定にもかかわらず、残余の払込は、

会社が取扱う業務の量と資金の額との均衡を図ることができるように、相互保証業務の増大に応じてその都度請求する方法によってこれを行なう。

協同組合の地位に関する1947年9月10日の法律

第12条〔持分の払込〕

①特別法にこれと異なる規定がある場合を除き、本法によって設立される協同組合の持分は、その引受時に4分の1以上の払込がなければならない。第1回の払込は100フランを下ることができない。残余の払込は、定款に定める期間内にこれを行なわなければならない。この期間は、引受が効力を生じた日から3年を超えることができない。

第2条〔定款の記載事項〕

①会社は、定款をもって、その本店所在地、管理の方法、定款変更および解散の条件、資本の構成ならびに会社の設立に際して各社員がなす出資の割合を定めなければならない。

②会社債務について各社員が負担する責任の範囲および条件は、定款をもってこれを定める。社員は、退社前に会社が契約した取引に関しては、その決済の後でなければ責任を免れることができない。

③社員は、定款の規定にもとづき、退社および持分払戻の請求権を有する。ただし、これらの権利は、営業年度末において、かつその3ヵ月前に予告をしなければ、これを行行使することができない。

④持分の払戻は、その請求時に、すでに会社が契約していたすべての取引の決済の後でなければ、これを行なうことができない。払戻金額は、その請求時における退社員の持分の価額および名義額を超えることができない。超過額があるときは、これを準備金に組入れ、払戻を受ける者は、これについて何らの権利も有しない。

第3条 〔取締役会の権限〕

①（1953年12月31日の法律第22条により改正）《会社は、定款をもって、取締役会が各社員ごとにその被保証限度額を定め、かつ保証期間を限定すべき旨を定めなければならない。》

②会社は、定款の規定をもって、取締役会が社員から請求された保証に関する署名を拒絶し、または取締役会が必要と判断する担保の提供がない限り署名しない権限を有する旨を定めることができる。

第4条 〔資本金および準備金の使用とその運用状況申告書の作成・提出〕

①（1953年12月31日の法律第22条により改正）《資本金および準備金は、会社が与えた保証債務の担保にこれを充当し、支払がない場合には、商業証券、約束手形その他の保証債務の履行の資金として使用する。取締役は、保証業務の開始前に、》その資本金の運用状況（投資有価証券または銀行預金）を記載した申告書2通を会社の本店所在地を管轄する小審裁判所書記局に提出しなければならない。裁判所は、その申告書に対して請書を交付する。小審裁判所の裁判官は、正本1通を郡（arrondissement）の商事裁判所書記局に送付する。

②毎年、前項と同一形式の申告書によって、資本金および準備金の運用状況を報告しなければならない。

第5条 〔保証料等の確定・使用〕

①会社がその業務活動により徴収する金額および手数料の額は、定款をもってこれを定める。

②前項の徴収金（prélèvement）および手数料の合計額は、一般経費を控除したうえ、以下に定める順序にしたがってこれを使用する。

1° 10パーセントは準備金として積立てる。

- 2° 積立済み準備金の4パーセント以内の利息を持分権者に配分することができる。
- 3° 剰余金がある場合には、その4分の3は、再度、準備金に組入れる。
- 4° 残余の額は、業務活動によって社員から徴収した金額に応じて社員間でこれを分配する。
- ③前項の規定にかかわらず、準備金が資本の2分の1に達した場合には、準備金の積立は、これを任意とする。
- ②会社が解散した場合には、準備金および純資産残高は、その出資額に応じて社員間で分配する。ただし、定款をもって金融事業にそれを使用する旨を定めた場合は、この限りではない。

第6条 〔会社の形態〕

本法第1章の規定にもとづいて設立される会社は、商社会社の形態をとり、かつ商法典の規定にしたがって帳簿を作成しなければならない。

第7条 〔各種書類の作成・提出〕

①本法第1章の規定にもとづいて設立された会社には、通常の商社会社について定められた公示の条件に代えて、つぎの規定を適用する。

(1945年6月20日の命令により改正) 会社は、その業務開始前に、取締役または業務執行者(directeurs)および社員の氏名、職業、住所および各人の引受額を記載した完全な名簿を付して、定款の正本3通を本店の属する地区(canton)を管轄する小審裁判所書記局に提出しなければならない。裁判所は、その請書を交付する。

②業務執行者または取締役は、前項と同様に、毎年、2月15日までに、提出日現在における社員数を記載した一覧表、前回の提出日後に

取締役または業務執行者および社員間に生じた異動の名簿および前年度の収支決算ならびに前年度中に行なわれた業務の概要書の正本各3通を提出しなければならない。

③前2項に定める各種書類の正本のうち1通は、小審裁判所の裁判官の指示により郡の商事裁判所書記局にこれを提出する。他の1通は、庶民銀行協会にこれを送付する。

④本条および第4条の規定の適用にもとづき、小審裁判所および商事裁判所の書記局に提出された書類は、これをすべて請求者の閲覧に供する。

第8条 〔租税規定〕

第9条 〔管理担当者の責任〕

①会社の管理を担当する社員は、定款または本法の規定に違反することによって生じた損害につき自ら責任を負う。

②前項のほか、第4条および第7条の規定に違反し、またはこれらの条文に定める書類によって虚偽の申告をなした取締役は、これを訴追し、かつ1,200フラン以上3,000フラン以下の罰金に処する。

第2章 庶民銀行

第10条 〔本法第7条および第8条を庶民銀行に適用するための条件等〕

①第7条および第8条は、つぎに定める条件を充した庶民銀行にこれを適用する。

1° 庶民銀行の資本は、7人以上の者の引受によってこれを形成しなければならない。引受額は均一であることを要しない。引受は、

庶民銀行の利益の分配にあずかる社員のほか、もっぱら出資金に対する報酬を受ける権利のみを有し、利益の分配にあずからない社員もまたこれをなすことができる。会社債務につき各社員が負担する責任の範囲および条件は、定款をもってこれを定める。

2°（1945年6月20日の命令第7条により有効性を確認された1943年3月2日の法律により改正）《引受済資本の出資者は、払込額の6パーセントを超える利益配当を受けることができない。準備金を積立てた後の利益は、庶民銀行の顧客たる社員が負担したあらゆる種類の徴収金の額に応じて社員間でこれを分配しなければならない。》

3°（1962年8月10日の命令第62—967号により改正）《庶民銀行は、商工業者、製造業者、手工業者、河船運送業者、商事会社および自由業を営む者との間においてのみ、その工業、商業、手工業または自由業の通常の営業のために取引を行なうことができる。》

《ただし、庶民銀行は、その社員を援助することができ、かつ本法第1章にもとづいて設立された会社が保証した行為の実現に協力することができる。》

《庶民銀行は、またすべての者または会社から預金を受入れることができる。》

《庶民銀行中央金庫は、財政担当大臣が承認する条件にしたがい、公務員、賃金労働者および雇傭関係に立たない労働者に対して貸付をなすことができる。》

4° 会社は、定款をもって、取締役会が、顧客ごとに、契約を締結することができる手形割引および貸付の最高額を定め、かつ貸付期間および手形割引が認められる証券の満期を限定すべき旨を定めなければならない。

②1901年7月3日の法律にもとづき、商工業者、製造業者、手工業

者によって設立された非営利団体，職業組合，相互保証会社および貯蓄金庫は，庶民銀行に出資することができる。

第11条および第12条 1962年8月10日の命令第62—967号により廃止

第13条 〔貯蓄金庫の庶民銀行に対する貸付〕

①貯蓄金庫は，その国有の財産をもって，本法の規定にしたがって設立された庶民銀行に対し貸付をなすことができる。

②前項の貸付および第10条第2項にしたがって引受ける株式の金額は，1912年12月23日の法律第10条により改正された1895年7月20日の法律第10条に定める割当額を超えることができない。株式は，全額払込済としなければならない。

第3章 通 則

第14条 〔設立準拠法〕

（1962年8月10日の法律第62—967号により改正）本法第1章および第2章の規定にしたがって設立されるすべての会社は，その種類のいかんを問わず，フランス法にもとづいてこれを設立しなければならない。

第15条 〔適用条件〕

本法の適用条件は，施行規則の形式で制定される命令をもってこれを定める。

18. 中小商工業金融組織に関する1917年
3月13日の法律を補充・改正する1920
年8月7日の法律

第3条 〔「庶民銀行」名の使用制限〕

1917年3月13日の法律第12条にもとづいて創設された貸付金配分委員会の意見を聴取した後になされた商務大臣の決定による許可を受けていない企業が、《庶民銀行》の語を、とくにパンフレット、広告または通信文等において表題または修飾語として使用することは、これを禁止する。これに違反した者は、刑法典第405条に定める刑に処する。

19. 庶民銀行が、計算書類の承認権を有する株主総会において、1923年12月27日の法律の規定にしたがい、手工業者に対して貸付をなすために必要な定款の変更を行なうことを認める1928年7月10日の法律

〔定款変更の要件〕

庶民銀行は、1923年12月27日の法律に定める条件にしたがい、手工業者に対して貸付をなすために、計算書類の承認権を有する株主総会決議の効力に関する定款所定の要件を具備した総会決議により、1917年3月13日の法律にもとづいて設立された庶民銀行の定款を適法に変更することができる。

20. 中小商工業金融組織に関する1917年 3月13日の法律を改正する1929年7月 24日の法律

第1条 〔財政担当大臣の権限〕

1917年3月13日の法律に異なる規定がある場合を除き、財政担当大臣は、本法の公布の日から、庶民銀行協会に対する貸付金の割当権ならびに庶民銀行および庶民銀行協会の業務執行に関する監督権を有する。

第2条 〔庶民銀行協会の設置〕

①1917年3月13日の法律の規定にもとづいて創設され、1920年8月7日の法律第3条によって認可された庶民銀行は、庶民銀行協会を組織する。庶民銀行協会の構成は、本法第12条にもとづく命令をもってこれを定める。

②庶民銀行協会は、法人格を有する。

第3条 〔庶民銀行協会の一般的権限〕

庶民銀行協会は、つぎに定める一般的権限を有する。

- 1° 庶民銀行全体を代表してその共通の権利および利益を主張すること
- 2° 各庶民銀行の組織および業務執行に対して経営上、技術上および財務上の監督権を行使すること
- 3° 庶民金融の健全な運営のために必要な措置を講じること、とくに1個もしくは数個の銀行との合併により新たな銀行の設立を促

進し、または任意清算 (liquidation amiable) の方法により既存の銀行の廃業を促すこと

庶民銀行協会は、さらに、第10条に規定する内部規則をもって定める条件にもとづき、既存の銀行を協会加盟銀行名簿から抹消することを決定することができる。

4° 第4条に定める共同資金を管理すること。

第4条 [共同資金の設定]

① 庶民銀行協会に協会が管理する共同資金を設ける。

② 共同資金は、つぎに規定するものをもってこれを形成する。

1° 各銀行の毎年の払込額。その分担額は、第10条に規定する内部規則をもってこれを定める。

2° フランス銀行が庶民銀行に対して割当る納付金の額に応じて国から協会に貸付けた額および庶民銀行が毎年協会に返還する額

3° 庶民銀行協会が協力資金として受取ることができる額

4° 前各号に定める各種資金の利息。

第5条 [特別委員会]

① 前条に定める国の貸付金は、庶民銀行協会の請求にもとづき、財政担当大臣が、特別委員会の意見を聴取したのち、これを同協会に貸付ける。特別委員会の委員には、つぎに定める者が命令により4年の任期をもって選任される。

1° 財政担当大臣の推せんする者5人、そのうち3人は財政部局の公務員とし、他はフランス銀行の代表1人および他の銀行またはその他の信用機関の代表1人とする。

2° 商務大臣の推せんする者3人、そのうち1人は商務部局の公務員とし、他の2人は商業会議所の構成員とする。

3° 労働大臣の推せんする者 1 人。

②庶民銀行協会の会長および第 8 条に定める当該協会を担当する政府委員は、特別委員会の会議に出席し意見を述べることができる。

第 6 条 〔国の貸付限度額等〕

（1934年 3 月17日の法律により改正） 第 4 条第 2 項の規定にもとづいて貸付けられる金額は、本法公布前に貸付けられたものを含めて、全庶民銀行の金銭による払込済資本の 2 倍を超えることができない。この貸付金は、最長 5 年の期間内に返済しなければならない。この期間は、前条の規定にもとづいて設置された特別委員会の意見を聴取したのち、これを更新することができる。

第 7 条 〔共同資金の使途等〕

①庶民銀行協会は、その運営費を控除した残余の共同資金を、つぎに定める使途に当てる。

1° 1917年 3 月13日の法律第10条にもとづいて設立され、運営されている庶民銀行に対する貸付金

2° 国から貸付を受けた金額の返済

3° 庶民銀行に対する国庫の臨時補助金の配分。

②本条第 1 号に定める貸付金が所定の期日までに返済されない場合、および庶民銀行協会が貸付期間を更新した場合には、同協会は、この貸付金について内部規則に定める利率により利息を付することを決定することができる。

③庶民銀行協会は、前 2 項のほか、協会が銀行の任意清算を勧める場合には、債権者の利益を保護するために、かつ内部規則に定める担保の提供をうけて、この清算を容易にするために有益と判断する助成金を与えることができる。

第8条 〔政府委員の職務権限〕

①財政担当大臣および商務大臣が連署した命令によって任命された政府委員は、庶民銀行協会に対する関係において国を代表する。

②政府委員は、国の貸付金の使用状況および返済について監督する。政府委員は、庶民銀行および庶民銀行協会の組織および業務執行が1917年3月13日の法律および本法の規定に従っているか否かを確認する。

③政府委員は、出席を求めた場合には、いつでも協会の会議に出席することができ、かつその任務の遂行上必要と考える書類および情報の提供を受けることができる。

④政府委員は、毎年、財政担当大臣および商務大臣に対して報告書を提出する。

第9条 〔財務監察院の検査〕

庶民銀行および庶民銀行協会は、財務監察院の検査を受けなければならない。

第10条 〔財政担当大臣等および中央信用評議会の承認事項〕

①庶民銀行協会の定款および内部規則は、財政担当大臣および商務大臣の承認を受けなければならない。

②庶民銀行協会は、内部規則をもって、とくに中央信用評議會を設置することができる。庶民銀行が信用の供与を開始しようとするときに、その額または期間が庶民銀行協会が各銀行ごとに定める限度を超えることとなる場合には、その開始について事前にこの評議会の承認を受けなければならない。

第11条 〔庶民銀行の特権の喪失〕

本法にもとづいて創設される庶民銀行協会の設立および運営に参加することを拒否し、または協会加盟銀行の登録簿から抹消された庶民銀行は、《庶民銀行》の名称を使用する権利を失い、かつ国から貸付を受けた金額をただちに返済しなければならない。

第12条 〔本法の施行に伴う措置〕

本法の適用にあたって必要な措置は、財政担当大臣および商務大臣が連署した命令をもって、これを定める。

21. 中小商工業金融組織に関する1929年 7月24日の法律を改正・補充する1934 年3月17日の法律

第1条 〔「庶民銀行」名の付記〕

庶民銀行は、その発行すべきすべての書類、通知書、パンフレット等において、その名称の末尾に庶民銀行という文字ならびに1917年3月13日の法律、1929年7月24日の法律および本法によるものである旨をたんに付記すれば足りる。

第2条 〔銀行の役員等の選任に対する庶民銀行協会の承認〕

①庶民銀行の取締役会が社長および副社長を選任したときは、庶民銀行協会の承認を受けなければならない。協会は、その承認を取消することができる。

②庶民銀行は、前項の規定にしたがって業務執行取締役 (administrateurs délégués)、総支配人 (directeurs généraux) および支配人 (directeurs) を選任する。

③本条は、在職中の従業員にこれを適用する。

(1942年8月18日の法律により追加) 《④役員等の選任に関する庶民銀行協会の承認が取消された場合には、庶民金融に関するすべての職務、とくに会社の管理および業務執行に関する職務の執行をただちに停止しなければならない。

《⑤庶民銀行の取締役会が庶民銀行協会から承認取消しの通告を受けたのち15日以内にこの決定に伴う措置を講じなかった場合には、協会は、財政担当大臣補佐 (secrétaire d'état) の承認を得て取締役会

の職務執行の停止を宣告し、仮取締役を選任することができる。

《⑥仮取締役は、庶民銀行の社長、副社長、取締役または指揮を担当する従業員の中からこれを選任しなければならない。》

《⑦1929年7月24日の法律第11条および1936年12月21日の法律第20条の規定にかかわらず、本条は、国または庶民銀行協会に対する義務を履行していない庶民銀行に対してもこれを適用する。》

第3条 [取締役に対する無担保貸付の制限]

庶民銀行は、庶民銀行協会に設けられた中央信用評議会の事前の承認がある場合を除き、その取締役ならびにその他の庶民金融機関の取締役に対し、その種類のいかんを問わず、いかなる無担保貸付をもなすことができない。

第4条 [信用供与の更新に関する特則]

1929年7月24日の法律第10条第2項は、本法施行前に庶民銀行が行なった信用供与の更新についてこれを適用する。

第5条 [利息の最高限の決定]

庶民銀行協会は、毎年、銀行ごとに庶民銀行が当座預金ならびに要求払いおよび定期性の各種預金について支払うことができる利息の最高限を決定する。

第6条 (1981年5月12日の命令第81—475号により廃止)

第7条 [改正・廃止規定]

①1929年7月24日の法律第6条は、本法によりこれを改正する。

②1921年12月31日の財政法第122条は、これを廃止する。

第 8 条 〔命令委任事項〕

1917年3月13日の法律第10条第1項第3号の適用にもついて庶民銀行が行なうことのできる取引は、財政担当大臣が命令をもってこれを定める。

第 9 条 （1935年10月30日のデクレ・ロワにより廃止）

22. 中小商工業金融組織の変更・補充 を目的とする1936年8月13日の法律

第1条 〔国庫貸付金の返済〕

①1917年3月13日の法律、1929年7月24日の法律および1934年3月17日の法律の規定にもとづき、国が庶民銀行および庶民銀行協会に貸付けた金額の返済は、つぎに定める条件をもってこれを行なう。

財政担当大臣は、庶民銀行協会の提案にもとづき、かつ政府委員の意見を聴取したのち、庶民銀行が貸付を受けた金額を貸借対照表に記載しないことを許可することができる。庶民銀行協会は、この貸付金の返済については、国に対する関係において責任を負う。

②前項に定める貸付金の返済は、つぎに定める方法によってこれを行なう。

1° 1934年3月17日の法律第13条に定めるフランス銀行への納付金の中から200万フランを国に払込むこと

2° 本条の規定の適用を受ける各庶民銀行から庶民銀行協会が徴収する金額であって、庶民銀行があげた原価償却および利益分配前の純利益の10パーセントに当るものを国に払込むこと。これらの金額の累計額は、関係各金融機関について、その貸付を受けた金額の総額を超えることができない。

③本条の規定は、その理由のいかんを問わず、庶民銀行の資格を喪失した金融機関にはこれを適用しない。

④前数項に定める返済金は、予算の雑収入の部に収入として《国の債権の回収および運用》という項目をたててこれを記載する。

⑤本条に定める貸付金の返済について監督権限を有する出納官

(comptable publique) は、事後、《庶民銀行および庶民銀行協会に対する旧貸付金》と呼ばれる国の債権の状況をつねに明らかにする会計帳簿を継続的に監視しなければならない。

第2条 〔庶民銀行協会に対する国の無利子貸付〕

①財政担当大臣は、庶民銀行協会に対し、無利子で2億フランの長期貸付をなす権限を有する。

②前項の貸付をなすために、設備、艤装および事業貸付特別基金の第2区分に2億フランの貸付枠を与えられた《庶民銀行協会に対する新たな貸付金》と題する項目を設ける。

③前項の支出は、これと同額の借入金をもってまかない、借入れた金額より生ずる運用益は、これを《設備、艤装および事業貸付特別基金》の収入の部に記載する。

④庶民銀行協会に対する新たな貸付金の返済は、つぎに定める方法によってこれを行なう。

フランス銀行が現行法にもとづいて庶民金融機関に割当てた納付金および配当超過額を国に払込むこと。本法第1条に定める200万フランの金額が処分可能となったときは、これを含む。

⑤本法第5条に定める金額を国に払込むこと。

前項および本項の払込は、予算の雑収入の部に収入として《国の債権の回収および運用》という項目をたててこれを記載する。

⑥貸付金の返済について監督権限を有する出納官は、前項に定める国の債権の状況をつねに明らかにする会計帳簿を備えておかなければならない。

第3条 〔庶民銀行協会が新たに借受けた国庫貸付金の用途〕

庶民銀行協会は、新たに借受けた国庫貸付金を、つぎに定める用途

に充当する。

- 1° 庶民銀行協会が1935年1月29日に預金供託金庫から借受けた金額の返済
- 2° 本法第4条に定める条件にしたがう一定の庶民銀行の欠損の填補
- 3° 本法第6条に定める共同保障基金への拠出。

第4条 〔庶民銀行の再建手続〕

①再建途上にある庶民銀行は、最大限会社資本の50パーセントを限度として本法に定める再建計画に参加しなければならない。

②前項の再建計画のために庶民銀行協会が使用する金額は、まず、前項に定める資本の減少額と同一の割合で、再建後の庶民銀行が発行する新株式を庶民銀行中央金庫の名をもってする引受にこれを充当する。

③前項の金額、ならびに庶民銀行協会が貸付けた金額の残額は、これを庶民銀行中央金庫に払込み、かつその貸付を受ける金融機関の貸方にこれを記帳する。この口座は、中央信用評議会と政府委員との合意がない限り、これを利用することができない。

第5条 〔再建後の庶民銀行の借入金の返済方法〕

1935年1月29日に預金供託金庫から借入れた金額の運用益により、または本法にもとづいて庶民銀行協会が借受けた金額により再建をなした庶民銀行は、庶民銀行協会が徴収する原価償却および利益分配前の年間利益の10パーセントをもってこの借入金の返済に充当する。これらの徴収金の合計額は、関係各金融機関について、その融資を受けた金額の総額を超えることができない。

第6条 〔共同保障基金〕

① 庶民銀行中央金庫に共同保障基金を設ける。この基金は、つぎに規定するものをもってこれを形成する。

1° 第3条に定める庶民銀行協会の払込金

2° 協会加盟の庶民銀行があげた、原価償却および利益分配前の純利益の5パーセント（この比率は、1951年5月24日の法律第38条により10パーセントに引上げられた）に当たる金額。

② 中央信用評議会のみが、政府委員の承認を得て共同保障基金を処分する権限を有する。

第7条 〔庶民銀行中央金庫の理事長〕

庶民銀行協会の会長は、当然に庶民銀行中央金庫の理事長となる。

第8条 〔政府委員の権限の委任等〕

① フランスの庶民金融機関を担当する政府委員は、各庶民銀行の本店所在地において県の出納長（trésorier-payeur général）に自己を代理させることができる。

② 政府委員は、前項のほか、庶民銀行を拘束する決定が行なわれるすべての会議に出席すべきこと、または自己を代理すべきことを出納長に請求することができる。政府委員は、有益と考えるあらゆる措置を提案する権限および銀行の資金状況ならびに業務執行に関する書類および信書について直接または間接に通知を受ける権限を、出納長に授権することができる。

③ 政府委員は、セーヌ県およびセーヌ・エ・オワーズ県においては出納長に属する職務をみずから行なう。

④ フランス銀行の支店長またはその代理人もまた、庶民銀行の取締役会に出席し意見を述べることができる。

第9条 〔施行令〕

本法の適用方式は、財政担当大臣が連署した命令をもってこれを定める。

第10条 〔廃止規定〕

本法に反する規定は、すべてこれを廃止する。

23. 庶民銀行に関する1942年8月18日の法律

第1条 〔庶民銀行の資本の充実・維持〕

①庶民銀行の社員は、いかなる場合、いかなる時においてもかつその形式のいかんを問わず、その有する持分の払込済み金額を超える額を出資の払戻しとして受取ることとはできない。とくに、会社が積立てた準備金および引当金は、これを社員に分配することができない。

（1967年7月25日の命令第67—625号により追加）《②前項の規定にかかわらず、財政経済担当大臣は、庶民銀行協会の提案にもとづいて、庶民銀行がその資本増加に際して再評価積立金の全部または一部を資本に組入れることを許可することができる。

《③金銭出資株式の引受の方法によって行なわれる資本の増加は、準備金から取崩す金額以上の額でなければならない。》

第2条 〔残余財産の処分〕

国および庶民銀行協会から受けたあらゆる種類の貸付金を含む会社の債務、清算費用および持分の払込済み金額を償還したのち、庶民銀行の解散および清算によって残余財産が発生した場合には、この残余額は1936年8月13日の法律第6条により設定された共同保障基金に組入れるものとする。ただし、庶民銀行協会は、財政担当大臣補佐の承認があるときは、その全部または一部を庶民金融に役立つ他の用途に当てることができる。

第3条 〔適用規定〕

前条の規定は、国および庶民銀行協会から受けたあらゆる種類の貸付金の返済ののち、その理由のいかんを問わず、庶民銀行の資格を喪失した会社の残余財産にこれを適用することができる。この残余額の確定は、社員間に特別の合意がある場合を除き、特別総会において選任され、庶民銀行協会の承認を受けた専門家がこれを行なう。会社は、この残余額をただちに支払わなければならない。

第4条 （1934年3月17日の法律第2条参照）

24. 相互保証会社、庶民銀行およびホテル・商工業金融中央金庫に関する1945年6月20日の命令

第1条 〔相互保証会社に対する庶民銀行協会の権限〕

①1929年7月24日の法律の適用によって創設された庶民銀行協会は、1917年3月13日の法律によって設立された相互保証会社全体を代表してその共通の権利および利益を主張し、その組織および業務執行に対して技術上および財務上の監督権を行使し、かつその健全な運営のために必要な一切の措置を講じ、または提案する権限を有する。

②前項の規定を適用するにあたり有益な一切の措置は、必要に応じて財政担当大臣の提案にもとづいて制定される命令をもってこれを定める。

第2条 (1917年3月13日の法律第7条参照)

第4条 〔ホテル・商工業金融中央金庫に対する庶民銀行協会の権限〕

1923年6月30日の法律第172条および1937年12月31日の法律第65条により、ホテル・商工業金融中央金庫という名称で創設された組織は、財政経済担当大臣の提案にもとづいて制定される命令に定める条件にしたがって、庶民銀行協会の監督を受ける。

第5条 〔小商工業者に対する貸付最高限度額〕

①小商工業者に対する中期金融の拡張に関する1938年5月24日の命令第1条に定める貸付最高限度額は、庶民銀行協会がこれを定める。

ただし、政府委員の承認を条件とする。

②前項の規定にかかわらず、暫定的に適用される法令である、いわゆる1944年1月31日の法律第38条により承認された金融業者の運用契約を含まない貸付の最高限度額は、財政担当大臣の命令をもって定める金額を超えることができない。

第7条 〔事実上の立法行為の追認〕

フランス政府を自称する政府の事実上の権限にもとづく法令たる、庶民銀行に関する1942年8月18日の法律第785号、1943年3月2日の法律第134号および庶民銀行等に認められる業務を定める1944年1月26日の命令は、これを有効とする。

25. リースを営む企業に関する1966年 7月2日の法律第66—455号

第1条 [リース取引の意義]

(1967年9月28日の命令第67—837号により改正) 本法に定めるリース取引とはつぎに掲げるものをいう。

- 1° 企業が賃貸を目的として買入れ、所有者として行なう設備 (biens d'équipement) および機械・機器 (biens de matériel) の賃貸借取引であって、取引の名称のいかんを問わず、当該取引において、賃借人が、賃料として払込んだ金額のすくなくとも一部を考慮して決定される代金を支払って、賃借物の全部または一部を取得する権限を有する取引。
- 2° 企業が自ら買入れまたは自己の計算において建造した営業用不動産を賃貸に付する取引であって、取引の名称のいかんを問わず、当該取引において、賃借人が、遅くとも賃貸借期間の満了時に、売買一方の予約にもとづく予約完結権の行使による譲受、賃借不動産が建てられている土地の所有権の直接的もしくは間接的取得、または賃借人の有する土地に建てられた建造物の所有権の法律上当然の移転のいずれかの方法により、賃借不動産の全部または一部の所有者となることができる取引。

第1—1条 [リース会社によるリース物件の譲渡]

(1967年9月28日の命令第67—837号により追加) リース取引の対象であるリース資産の譲渡の場合には、リース期間中、その譲受人は譲渡人と同一の義務を負い、譲渡人は譲受人の保証人となる。

第1—2条 〔不動産リース契約〕

(1967年9月28日の命令第67—837号により追加) ①1965年5月12日の法律第65—356号により改正および追加された1953年9月30日の命令第53—960号第3—1条第2項および第3項の規定は、不動産リース契約にはこれを適用しない。

②不動産リース契約においては、賃借人が解約告知権を行使する条件を定めなければならない。これに反する契約は無効とする。

第1—3条 〔公示手続の命令への委任〕

(1967年9月28日の命令第67—837号により追加) 本法第1条に定める取引はこれを公示することを要し、公示手続は命令をもってこれを定める。この命令においては、公示の欠缺が第三者に対抗しえない場合の要件を定める。

第2条 〔金融機関に関する規制の適用等〕

(1967年9月28日の命令第67—837号により改正) ①本法第1条に定めるリース取引は、商事企業にかぎり、これを営業として行なうことができる。

②前項の企業は、銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第27条に定める企業その他の金融業者に適用される銀行業法の規定または銀行業に関連する事業の規制および組織に関する1941年6月14日の法律（金融業者法）の規定にしたがわなければならない。このため、前項の企業は国家信用評議会の決定を遵守しなければならない。

③本法第1条に定める取引を非恒常的に行なうことを目的として設立された会社を営業として管理する企業は、これを本法の規定の適用をうける不動産リース企業とみなす。

第 3 条 〔経過措置〕

本法公布前に設立された企業については、前条に掲げる法律の規定に適合させるため、本法公布の日から 6 ヶ月の猶予期間を設ける。この期間内に、銀行登録簿における登録または金融業者としての登録を国家信用評議会から受けなかった企業は、本法第 1 条に定めるリース取引を停止しなければならない。

第 4 条 〔第 2 条違反の罪〕

1941年 6 月13日の法律および1941年 6 月14日の法律またはその施行規則の規定に適合させることなく、自己の計算をもってまたは会社の計算において、本法第 2 条に定める事業を営む者は、これを同法に定める刑事制裁に付する。

第 5 条 〔懲戒処分〕

本法第 2 条に定める企業その他の者が、1941年 6 月13日の法律および1941年 6 月14日の法律またはその施行規則の規定に違反したときは、これを1941年 6 月13日の法律第52条および同月14日の法律第 6 条に定める懲戒処分に付する。

一一三二

26. 動産および不動産のリース取引の 公示に関する1972年7月4日の命令 第72—665号

第1条〔登記事項〕

改正後の1966年7月2日の法律第1条に定める取引は、契約当事者および取引の対象であるリース資産を明示してこれを公示しなければならない。

第1章 動産に関するリース取引の公示

第2条〔動産リース登記簿〕

動産のリース取引に関する第1条に定める事項は、リース企業の申請にもとづき、商事裁判所または商事事件を審理する大審裁判所の書記局に備置かれた特別の登記簿においてこれを公示する。

第3条〔管轄登記所〕

①公示は、主たる登記名義をもって商業登記簿に登録されているリース企業の顧客の所在地を管轄する裁判所書記局においてこれを行わなければならない。

②リース企業の顧客が商業登記簿に登録されていないときは、リース契約の締結を必要とした事業所の所在地を管轄する商事裁判所または商事事件を審理する大審裁判所の書記局においてこれを行わなければならない。

第4条 〔登記事項の変更〕

①第1条に掲げる事項に変更が生じたときは、原登記簿の該当欄の余白においてこれを公示しなければならない。

②前項の変更が、第3条に定める区分にしたがって、他の裁判所書記局の管轄権を発生させる場合には、リース企業は、前項のほか、変更された登記を新たな裁判所書記局の登記簿へ記入させる手続をとらなければならない。

第5条 〔登記の効力発生日〕

第2条および第4条の適用にもとづき適法になされた登記は、登記の日にその効力を生ずる。

第6条 〔登記の抹消〕

登記は、契約当事者に合意がある旨の証明にもとづきまたは既判力のある判決によりこれを抹消する。

第7条 〔謄抄本の交付〕

裁判所書記官は、請求をなした者に対し、管轄の転属または変更登記のある場合にはその旨を記載した登記簿の謄本または抄本を交付しなければならない。

第8条 〔動産リースの登記の欠缺と第三者への対抗〕

公示手続が第2条ないし第5条に定める条件にしたがい履行されなかったときは、リース企業は、改正された1966年7月2日の法律第1—3条の適用にもとづき、リース企業が所有権を留保するリース資産に対する権利をもって、顧客の債権者または有償行為による権利承継人に対抗することができない。ただし、これらの者が権利の存在につ

き悪意であることをリース企業が証明したときはこのかぎりでない。

第9条 〔合同省令への委任〕

裁判所書記官に提出すべき証明書類ならびに登録または抹消の手続および登記申請書、謄本または抄本の様式については、法務省および財政経済省の合同省令をもってこれを定める。

第2章 不動産に関するリース取引の公示

第10条 〔不動産リースの登記手続と管轄登記所〕

1966年7月2日の法律第1条（第2号）に定める契約は、当該契約の規定の文言に依じて、1955年1月4日の命令第28条および第37条により規制される契約と同一種類の契約につき定める手続にしたがい、抵当権登記所においてこれを公示することを要しまたは公示することができる。

第11条 〔不動産リースの登記の欠缺と第三者への対抗〕

1966年7月2日の法律第1—3条の適用にあたり、公示の欠缺がある場合には、1955年1月4日の命令第30条に定める条件にしたがい、これをもって第三者に対抗することができない。

第3章 計算書類におけるリース取引の公示

第12条 〔リース料の会計処理の原則〕

設備、機械・機器または営業用不動産を取得するためリース取引を利用した商事企業が、当期純損益計算書または貸借対照表を公告しまたは閲覧に供するときは、つぎに掲げる原則を遵守しなければならない

い。

- 1° 当期純損益計算書において、リース取引に関する契約の履行部分に相当する賃料を動産リース取引および不動産リース取引に区分して各別に表示すること。
- 2° 貸借対照表付属明細書の《動産リース債務》または《不動産リース債務》という 1 または 2 の貸借対照表外項目において、リース契約において約定された義務の履行につき賃借人において負担すべき残余の賃料その他の費用の総額を、貸借対照表の決算期日現在において評価すること。

第13条 〔計算書類の公示義務違反の罪〕

①第12条の規定に違反した者は、これを10日以上1ヵ月以下の禁錮および1,200フラン以上3,000フラン以下の罰金またはそのいずれか一方の刑に処する。

②累犯の場合には、禁錮刑は2ヵ月、罰金刑は6,000フランまでこれを加重することができる。

27. 国有化法（1982年2月11日の法律 第82—155号）

第1章 五大事業会社の国有化

第1条 〔国有化対象事業会社〕

つぎに掲げる会社は、これを国有化する。

Compagnie générale d'électricité

Compagnie de Saint-Gobain

Péchiney-Ugine-Kuhlmann

Rhône-Poulenc S. A.

Thomson-Brandt.

第2条 〔国有化の方法〕

第1条に掲げる会社の国有化は、第4条に定める債券の発効の日に当該会社資本に相当する全株式を国に移転することにより、これを行なう。ただし、すでに公企業部門に属する法人または本法の施行により公企業部門に属することとなる法人は、現に保有する第1条に掲げる会社の株式を引続き保持することができる。この株式は、公企業部門に属する他の法人に対してのみ、これを譲渡することができる。この株式は、また、本法公布の翌年中に、第4条に定める条件にしたがい、これを債券と交換することができる。

第3条 〔国有化企業への商事法令の適用〕

商事法令、とくに改正された1966年7月24日の法律第66—537号（会

社法)の株式会社に関する諸規定は、本法の規定に抵触しないかぎり、これを第1条に掲げる会社に適用する。

第4条 〔交付される債券の性質〕

①国に移転すべき株式の所有者は、本法の公布の日から3ヵ月以内に、当該株式と引換に、本法第11条にもとづいて設立される事業金融公庫が発行する債券を受領する。その債券の利子の支払、元本の償還、費用の負担その他の付随業務については、国がこれを保証する。

②前項の債券に対しては、1982年1月1日から利子を付する。この債券については、6ヵ月ごとに利子を支払うものとし、その第1回の支払期日を1982年7月1日とする。

③第1項の債券の利子は、国債の利率と同率とする。この国債とは、その元本または利子がスライドせず、一定の利率をもって、かつ、最終支払期日を7年を超えるものとして発行され、その発行の決定前6ヵ月の最初の25週中に預金供託金庫がパリ第二市場において確認し、その利子の第1回の支払期日が1981年7月1日から同年12月22日まで到来するものをいう。

④事業金融公庫は、1983年1月1日以降、毎年ほぼ等しい間隔をもって行なう15回の抽籤をもって、債券をその券面額で償還する。この抽籤の結果は、官報に公示する。

⑤第1項の債券はこれを譲渡することができ、正規の市場に上場する。

第5条 〔事業会社株式の交換価額の決定方法〕

①各会社の株式の交換価額は、つぎに掲げる金額の合計額にその14パーセントを加算した額に等しい額とする。

——1981年12月31日現在の発行済株式の総数に、1980年10月ないし

1981年3月の6ヵ月間の定期取引の寄り付き値の平均価格、定期取引がない場合には前記期間における各社株式の現物取引の最高価格を乗じた金額。相場は、1980年10月1日ないし1981年12月31日の期間中、当該会社の資本に影響をおよぼした財務行為を考慮して、これを調整する。

——および、1980営業年度分として配当金の形式で分配した金額。

②各株式の交換価額は、1982年1月1日以降本法公布の日までの間に株主に対する無償交付株式がある場合にはその株式数を加えて、前項に定める総額を1981年12月31日現在の発行済株式総数をもって除した額に等しいものとする。株主に対して1981営業年度分として支払われた配当金および仮配当金は、前記の総額からこれを控除する。

第6条 〔国有化事業会社の会社機関に関する経過措置〕

①第7条にもとづき遅滞なく選任される新取締役会の開催の日まで、閣議をもって定める命令により各国有会社の代表取締役1人を任命する。代表取締役は、会社の管理および全般的指揮に任じ、あらゆる状況において会社の名をもって活動するもっとも広範な権限を有する。社長、取締役、副社長、董事会または監事会の構成員は、代表取締役が速やかに任命される日まで、在任する。

②従業員の代表組織は、その改選の日まで職務を行ない、かつ、その全権限を行使する。

③会計監査役は、本法公布後の最初の総会の開催の日まで在任する。

二二五

第7条 〔国有化事業会社取締役会の構成〕

①公企業部門の組織および民主化に関する法律の施行のときまで、2年を超えない期間につき、第1条に掲げる会社の取締役会の構成員は、つぎに掲げる割合で、命令をもってこれを選任する。

国の代表 7 人

当該会社およびそのフランス国籍の子会社の従業員のうちから第 8 条に定める方法により選任する従業員代表 6 人

当該会社の業務に関連する公的および私的な活動においてその専門的能力により選ばれる者または消費者代表の資格により選ばれる者 5 人。

②前項に定める期間内に、取締役会の構成、その構成員の選任の基準および方法は、法律をもってこれを修正しまたは明文化する。

第 8 条 [国有化事業会社取締役会の従業員代表]

①第 7 条に定める従業員代表は、同条に定める期間について、労働法典 L 第 133—2 条によって最も代表的なものと認められている従業員の全国的組合組織の提案にもとづいてこれを選任する。

②前項の各全国的組合組織は、それが会社の企業委員会もしくは事業所委員会において、または、当該会社のフランス国籍の子会社がその親会社およびすべての子会社の従業員総数の 10 パーセントを超える従業員を有する場合には当該子会社の企業委員会において、その委員の少なくとも 1 人を選出しているときは、前項の従業員代表の 1 人を選出する権利を有する。

③第 1 回選出後の残余の従業員代表は、当該会社の事業所委員会または企業委員会およびそのフランス国籍の子会社の中央企業委員会における選挙の結果にもとづく被選出者の得票順に、組合組織ごとに 1 人の割合でこれを配分する。

④従業員の各代表は、その選任の際に、会社またはその子会社のうちの 1 社において実際に従事する労働に対応すべき労働契約を締結していなければならない。また、各代表は、過去 5 年間に、少なくとも通算して 2 年間は実際に労働に従事していなければならない。

二
二
四

⑤取締役会の構成員は、その職務と、会社およびその子会社の労働組合の代表者、企業委員会の構成員、企業委員会の組合側代表、従業員代表および福利厚生委員会の代表の任務とを兼ねることができない。

⑥取締役が前項の任務の一つを引受けまたは引受けることとなる場合においては、当該取締役は、1ヵ月以内にこの任務を辞任しないかぎり、当然に取締役の職務を辞任したものとみなす。

⑦取締役会における従業員代表は、取締役会の他の構成員と同一の権利および権限を行使する。

⑧取締役会における従業員代表は、その任務の遂行を保障するために、少なくとも企業委員会の構成員と同一の時間外手当および同等の補償を受ける。

フランス労働法典

Ⅱ 第133—2条〔労働組織の代表性の決定基準〕

労働組織の代表性は、つぎに掲げる基準にもとづいてこれを決定する。

——人数

——自主性

——拠出金

——労働組合としての実績および存続期間

——ドイツによる占領期間中の愛国的行動。

第9条〔社長の選任および権限〕

①各会社の社長は、組織的法律に関する1958年11月28日の命令第58—1136号にもとづき、取締役会の構成員のうちから、かつ、取締役会の意見を聴取した後に、閣議をもって定める命令によりこれを選任する。

②社長は、全般的指揮の職務を行なう。社長は、指揮を分担する者を任命する。

第10条 〔国有事業会社の存在形態〕

①会社は、第2条にもとづき、その株式を保有する国と一定の法人とにより存続する。

②国有化される会社の株式をすべて国が有する場合には、株主総会の権限は、国を代表する取締役がこれを行行使する。

第11条 〔事業金融公庫〕

①事業金融公庫の名称のもとに、独立採算制の公共事業体を設立する。

②事業金融公庫は、償還および利子の支払を保証するために、第4条に定める債券を発行することを目的とする。

③事業金融公庫の経費は、国費をもってこれを賄う。ただし、事業金融公庫は、債券所持人に支払う利子の補給に協力するための納付金を、関係各会社から受取るものとする。この納付金の額は、営業成果を考慮して、毎年財政法をもってこれを定める。

④事業金融公庫は、取締役会がこれを管理し、その社長は命令をもってこれを任命する。この取締役会には、とくに下院の代表2人および上院の代表1人を加えるものとする。

⑤事業金融公庫は、財政経済大臣の許可をもって、国の保証を受けることのできる借入をなす権能を有する。

第2章 銀行の国有化

第12条 〔国有化対象銀行〕

I—①1941年6月13日の法律（銀行業法）第9条に適用にもとづいて国家信用評議会の登録簿に登録され、本店をフランス国内に置く銀行は、国家信用評議会が採択した定義による要求払預金、または、フ

一一一

ランスによる流動性のある投資もしくは短期投資および居住者の名における為替投資の形態で1981年1月2日現在10億フラン以上を保有している場合には、これを国有化する。

②前項の規定にかかわらず、つぎに掲げる銀行はこれを国有化しない。

1967年9月28日の命令第67—837号が定める商工業のための不動産会社の地位を有する銀行または1960年2月12日の命令第60—439号が定める再割引店の地位を有する銀行

フランス国内に居住しない自然人またはフランス国内に本店をもたない法人が直接または間接に資本の過半を有する銀行。

Ⅱ—第13条に定める条件にしたがい、つぎに掲げる銀行はこれを国有化する。

a) 上場銀行

Banque de Bretagne

Crédit commercial de France

Crédit industriel d'Alsace et de Lorraine (C. I. A. L.)

Crédit industriel et commercial (C. I. C.)

Crédit industriel de Normandie

Crédit industriel de l'Ouest

Crédit du Nord

Hervet (Banque)

Rothschild (Banque)

Scalbert Dupont (Banque)

Société bordelaise de crédit industriel et commercial

Société centrale de banque

Société générale alsacienne de banque (Sogénal)

Société lyonnaise de dépôts et de crédit industriel

Société marseillaise de crédit

Société nancéienne de crédit industriel et Varin-Bernier

一一一

Société séquanais de banque ;
Worms (Banque).

b) 非上場銀行

Banque centrale des coopératives et des mutuelles ;
Banque corporative du bâtiment et des travaux publics
Banque fédérative du crédit mutuel
Banque française de crédit coopératif
Banque de La Hénin
Banque de l'Indochine et de Suez
Banque industrielle et mobilière privée (B. I. M. P.)
Banque de Paris et des Pays-Bas
Banque parisienne de crédit au commerce et à l'industrie
Banque régionale de l'Ain
Banque régionale de l'Ouest
Banque de l'union européenne
Chaix (Banque)
Crédit chimique
Laydernier (Banque)
Monod-Française de banque
Odier Bungener Courvoisier (Banque)
Sofinco La Hénin
Tarneaud (Banque)
Vernes et commerciale de Paris (Banque)
Union de banques à Paris.

Ⅲ—本法公布の日に、国または公企業部門の法人以外の株主が保有する Banque nationale de Paris, Crédit lyonnais および Société générale の株式についても、第13条に定める条件にしたがって、これを国に移転しなければならない。

二一〇

第13条 〔銀行国有化の方法〕

第12条Ⅱに定める銀行の国有化は、第15条および第16条に定める債券の効力発生の日、その資本に相当する株式のすべてを国に移転することにより、これを行なう。ただし、すでに公企業部門に属する法人または本法により公企業部門に属することとなる法人は、現に保有する第12条ⅡおよびⅢに掲げる銀行の株式を引続き保持することができる。この株式は、公企業部門に属する他の法人に対してのみ、これを譲渡することができる。この株式は、また、本法公布の翌年中に、第15条および第16条に定める条件にしたがって、これを債券と交換することができる。

第14条 〔国有化銀行への商事法令の適用〕

商事法令、とくに改正された1966年7月24日の法律第66—537号(会社法)の株式会社に關する諸規定は、本法の規定に抵触しないかぎり、これを第12条ⅡおよびⅢに掲げる銀行に適用する。

第15条 〔上場銀行国有化のために交付する債券〕

①第12条Ⅱ—aおよびⅢに掲げる会社であつて、かつ、1980年10月1日現在上場されていた会社については、国に移転する株式の保有者は、その株式と引換えに本法公布の日から3ヵ月の期間内に、本法第26条によって設立される銀行金融公庫が発行する債券を受領する。その債券の利子の支払、元本の償還、費用の負担その他の付随業務については、国がこれを保証する。

②前項の債券に対しては、1982年1月1日から利子を付する。この債券については、6ヵ月ごとに利子を支払うものとし、その第1回の支払期日を1982年7月1日とする。

③第1項の債券の利子は、国債の利率と同率とする。この国債とは、

その元本または利子がスライドせず、一定の利率をもって、かつ、最終支払期日を7年を超えるものとして発行され、その発行の決定前6ヵ月の最初の25週中に預金供託金庫がパリ第二市場において確認し、その利子の第1回の支払期日が1981年7月1日から同年12月22日までに到来するものをいう。

④銀行金融公庫は、1983年1月1日以降、毎年ほぼ等しい間隔をもって行なう15回の抽籤をもって、債券をその券面額で償還する。この抽籤の結果は、官報に公示する。

⑤第1項の債券はこれを譲渡することができ、正規の市場に上場する。

第16条 〔非上場銀行国有化のために交付する債券〕

①第12条Ⅱ―bに掲げる会社であって、かつ、1980年10月1日現在上場されていなかった会社については、国に移転する株式の保有者は、その株式と引換えに、1982年10月1日以前に、本法第26条が設置する銀行金融公庫が発行する債券を受領する。その債券の利子の支払、元本の償還、費用の負担その他の付随業務については、国がこれを保証する。

②前項の債券に対しては、1982年7月1日から利子を付する。この債券については、6ヵ月ごとに利子を支払うものとし、その第1回の支払期日を1983年1月1日とする。

③第1項の債券の利子は、国債の利率と同率とする。この国債とは、その元本または利子がスライドせず、一定の利率をもって、かつ、最終支払期日を7年を超えるものとして発行され、その発行の決定前6ヵ月の最初の25週中に預金供託金庫がパリ第二市場において確認し、その利子の第1回の支払期日が1982年1月1日から同年6月24日までに到来するものをいう。

④銀行金融公庫は、1983年7月1日以降、毎年ほぼ等しい間隔をもって行なう15回の抽籤をもって、債券をその券面額で償還する。この抽籤の結果は、官報に公示する。

⑤第1項の債券はこれを譲渡することができ、正規の市場に上場する。

第17条 〔上場銀行株式の交換価額の決定方法〕

①第12条Ⅱ—aおよびⅢに掲げる各銀行については、その株式の交換価額は、つぎに掲げる金額の合計額にその14パーセントを加算した額に等しい額とする。

——1981年12月31日現在の発行済株式の総数に、1980年10月ないし1981年3月の6ヵ月間の定期取引の寄り付き値の平均価格、定期取引がない場合には前記期間における各行株式の現物取引の最高価格を乗じた金額。相場は、1980年10月1日ないし1981年12月31日の期間中、当該銀行の資本に影響をおよぼした財務行為を考慮して、これを調整する。

——および、1980営業年度分として配当金の形式で分配した金額。

②各株式の交換価額は、1982年1月1日以降本法公布の日までの間に株主に対する無償交付株式がある場合にはその株式数を加えて、前項に定める総額を1981年12月31日現在の発行済株式総数をもって除した額に等しいものとする。株主に対して1981営業年度分として支払われた配当金および仮配当金は、前記の総額からこれを控除する。

第18条 〔非上場銀行株式の交換価額の決定方法〕

①第12条Ⅱ—bに掲げる会社については、財務監察院院長を委員長とし、フランス銀行総裁、参事院財務部長、破毀院商事部長、および、経済社会評議会の評議員のうちから同評議会議長が指名する者1人を

もって構成する株式評価行政委員会を設置する。

②前項の委員会は、1982年6月30日に、同日現在の前項の会社の株式の交換価額を決定することを任務とする。このために、同委員会は、一方では、第12条Ⅱ－aに掲げる銀行の株式の取引所における平均価格、他方では、当該銀行の純資産および純利益の間に確認される関係を考慮して、前項に掲げる銀行の純資産および純利益をもとに、1981年12月31日における株式の取引価額を決定する。この取引価額は、1982年上半年中にこれに影響をおよぼした事情を考慮して、これを調整する。

第19条 〔国有銀行の機関に関する経過措置—その1〕

①第22条にもとづき遅滞なく選任される新取締役会の開催の日まで、閣議をもって定める命令により、第12条Ⅱ－aおよびⅢに掲げる各銀行の代表取締役1人を任命する。代表取締役は、会社の管理および全般的指揮に任じ、あらゆる状況において会社の名をもって活動するもっとも広範な権限を有する。社長、取締役、副社長、董事会または監事会の構成員は、代表取締役が速やかに任命される日まで、在任する。

②従業員の代表組織は、その改選の日まで職務を行ない、かつ、その全権限を行使する。

③会計監査役は、本法公布後の最初の総会の開催の日まで在任する。

第20条 〔国有化される非上場銀行における政府委員の権限〕

第12条Ⅱ－bに掲げる各銀行には、1982年6月30日まで、命令をもって政府委員1人を任命する。政府委員は、取締役会、または監事会および董事会ならびにその内部に設ける委員会のすべてに出席し、かつ、株主総会に出席する。政府委員は、銀行のすべての書類の閲覧を請求することができる。政府委員は、銀行の営業に影響をおよぼしう

る会社機関のすべての決定に対して拒否権を行使することができる。
銀行は、8日以内に、財政経済大臣に所属する政府委員の決定を求めることができる。財政経済大臣は、15日以内に裁決してなければならない。裁決がない場合には、拒否権を行使することができない。

第21条 〔国有銀行の機関に関する経過措置—その2〕

①1982年7月1日から第22条にもとづき遅滞なく選任される新取締役会の開催の日まで、閣議をもって定める命令により、第12条Ⅱ—bに掲げる各銀行の代表取締役1人を任命する。代表取締役は、会社の管理および全般的指揮に任じ、あらゆる状況において会社の名をもって活動するもっとも広範な権限を有する。社長、取締役、副社長、董监事会または監事会の構成員は、代表取締役が速やかに任命される日まで、在任する。

②従業員の代表組織は、その改選の日まで職務を行ない、かつ、その全権限を行使する。

③会計監査役は、本法公布後の最初の総会の開催の日まで在任する。

第22条 〔国有銀行の取締役会の構成〕

①公企業部門の組織および民主化に関する法律の施行のときまで、2年を超えない期間につき、第12条ⅡおよびⅢに掲げる銀行の取締役会の構成員は、つぎに掲げる割合で、命令をもってこれを選任する。

国の代表5人

当該銀行およびそのフランス国籍の子会社の従業員のうちから第23条に定める方法により選任する従業員代表5人

当該銀行業部門に関連する公的および私的な活動においてその専門的能力により選ばれる者または預金者もしくは融資先の代表たる資格により選ばれる者5人。

②前項に定める期間内に、取締役会の構成、その構成員の選任の基準および方法は、法律をもってこれを修正または明文化する。

第23条 〔国有銀行取締役会の従業員代表〕

①第22条に定める従業員代表は、同条に定める期間について、当該銀行およびその子会社において従業員を代表する各全国的組合組織の組織率を考慮して、当該組合組織の提案にもとづいてこれを選任する。

②従業員の各代表は、その選任の際に、会社またはその子会社のうちの1社において実際に従事する労働に対応すべき労働契約を締結していなければならない。また、各代表は、過去5年間に於いて、少なくとも通算して2年間は実際に労働に従事していなければならない。

③取締役会の構成員は、その職務と、銀行およびその子会社の労働組合の代表者、企業委員会の構成員、企業委員会の組合側代表、従業員代表および福利厚生委員会の代表の任務とを兼ねることができない。

④取締役が前項の任務の一つを引受けまたは引受けることとなる場合においては、当該取締役は、1ヵ月以内にこの任務を辞任しないかぎり、当然に取締役の職務を辞任したものとみなす。

⑤取締役会における従業員代表は、取締役会の他の構成員と同一の権利および権限を行使する。

⑥取締役会における従業員代表は、その任務の遂行を保障するために、少なくとも企業委員会の構成員と同一の時間外手当および同等の補償を受ける。

第24条 〔国有銀行社長の選任および権限〕

①各銀行の社長は、組織的法律に関する1958年11月28日の命令第58—1136号にもとづき、取締役会の構成員のうちから、かつ、取締役会の意見を聴取した後に、閣議をもって定める命令によりこれを選任する。

②社長は、全般的指揮の職務を行なう。社長は、指揮を分担する者を任命する。

第25条 〔国有銀行の存在形態〕

①会社は、第13条にもとづき、その株式を保有する国と一定の法人とにより存続する。

②国有化される銀行の株式をすべて国が有する場合には、株主総会の権限は、国を代表する取締役がこれを行行使する。

第26条 〔銀行金融公庫〕

①銀行金融公庫の名称のもとに、独立採算制の公共事業体を設立する。

②銀行金融公庫は、償還および利子の支払を保証するために、第15条、第16条および第32条に定める債券を発行することを目的とする。

③銀行金融公庫の経費は、国費をもってこれを賄う。ただし、銀行金融公庫は、債券所持人に支払う利子の補給に協力するための納付金を、関係各銀行および第29条に掲げる各会社から受取るものとする。この納付金の額は、営業成果を考慮して、毎年財政法をもってこれを定める。

④銀行金融公庫は、取締役会がこれを管理し、その社長は命令をもってこれを任命する。この取締役会には、とくに下院の代表2人および上院の代表1人を加えるものとする。

⑤銀行金融公庫は、財政経済大臣の許可をもって、国の保証を受けることのできる借入をなす権能を有する。

第27条 〔廃止規定〕

1973年1月4日の法律第73—8号の規定は、国有銀行に関してはこ

れを廃止する。ただし、1945年12月2日の法律第45—15号第9条第1項、第10条第3項および第15条第7項の規定を廃止する1973年1月4日の法律第73—8号の第16条についてはこのかぎりではない。

第28条 〔銀行の間接国有化とその役員の選任方法〕

①国は、国有化される銀行1行または他の公企業1社に対して、本法にもとづいて取得した銀行の株式を出資することができる。

②前項の株式を発行した銀行には、本法第14条、第22条および第23条を適用する。ただし、国を代表する取締役は、これを出資を受ける銀行または公企業の社長が指名する当該銀行または当該公企業を代表する取締役と読み替える。

③前項に定めるほか、第1項の株式を発行した銀行の社長（子会社の社長）は、出資を受ける銀行または公企業の社長（親会社の社長）の提案にもとづき、当該銀行または当該公企業の実務執行会によりこれを選任する。

第3章 二大金融会社の国有化

第29条 〔国有化対象金融会社〕

つぎに掲げる会社は、これを国有化する。

Compagnie financière de Paris et des Pays-Bas

Compagnie financière de Suez.

第30条 〔金融会社国有化の方法〕

第29条に掲げる会社の国有化は、第32条に定める債券の発効の日当該会社資本に相当する全株式を国に移転することにより、これを行なう。ただし、すでに公企業部門に属する法人または本法の施行によ

二
二
二

り公企業部門に属することとなる法人は、現に保有する第29条に掲げる会社の株式を引続き保持することができる。この株式は、公企業部門に属する他の法人に対してのみ、これを譲渡することができる。この株式は、また、本法公布の翌年中に、第32条に定める条件にしたがい、これを債券と交換することができる。

第31条 〔国有化金融会社への商事法令の適用〕

商事法令、とくに改正された1966年7月24日の法律第66—537号（会社法）の株式会社に関する諸規定は、本法の規定に抵触しないかぎり、これを第29条に掲げる国有化される会社に適用する。

第32条 〔金融会社国有化のために交付する債券〕

①国に移転すべき株式の保有者は、本法の公布の日から3ヵ月以内に、当該株式と引換に、本法第26条にもとづいて設立される銀行金融公庫が当該各会社のために発行する債券を受領する。その債券の利子の支払、元本の償還、費用の負担その他の付随業務については、国がこれを保証する。

②前項の債券に対しては、1982年1月1日から利子を付する。この債券については、6ヵ月ごとに利子を支払うものとし、その第1回の支払期日を1982年7月1日とする。

③第1項の債券の利子は、国債の利率と同率とする。この国債とは、その元本または利子がスライドせず、一定の利率をもって、かつ、最終支払期日を7年を超えるものとして発行され、その発行の決定前6ヵ月の最初の25週中に預金供託金庫がパリ第二市場において確認し、その利子の第1回の支払期日が1981年7月1日から同年12月22日まで
三
一
に到来するものをいう。

④銀行金融公庫は、1983年1月1日以降、毎年ほぼ等しい間隔をも

って行なう15回の抽籤をもって、債券をその券面額で償還する。この抽籤の結果は、官報に公示する。

⑤第1項の債券はこれを譲渡することができ、正規の市場に上場する。

第33条 〔金融会社株式の交換価額の決定方法〕

①各会社の株式の交換価額は、つぎに掲げる金額の合計額にその14パーセントを加算した額に等しい額とする。

——1981年12月31日現在の発行済株式総数に、1980年10月ないし1981年3月の6ヵ月間の定期取引の寄り付き値の平均価格、定期取引がない場合には前記期間における各社株式の現物取引の最高価格を乗じた金額。相場は、1980年10月1日ないし1981年12月31日の期間中、当該会社の資本に影響をおよぼした財務行為を考慮して、これを調整する。

——および、1980営業年度分として配当金の形式で分配した金額。

②各株式の交換価額は、1982年1月1日以降本法公布の日までの間に株主に対する無償交付株式がある場合にはその株式数を加えて、前項に定める総額を1981年12月21日現在の発行済株式総数をもって除した額に等しいものとする。株主に対して1981営業年度分として支払われた配当金および仮配当金は、前記の総額からこれを控除する。

第34条 〔金融会社の機関に関する経過措置〕

①第35条にもとづき遅滞なく選任される新取締役会の開催の日まで、閣議をもって定める命令により、各国有化会社の代表取締役1人を選任する。代表取締役は、会社の管理および全般的指揮に任じ、あらゆる状況において会社の名をもって活動するもっとも広範な権限を有する。社長、取締役、副社長、董事会または監事会の構成員は、代表取

締役が速やかに任命される日まで、在任する。

②従業員の代表組織は、その改選の日まで職務を行ない、かつ、その全権限を行使する。

③会計監査役は、本法公布後の最初の総会の開催の日まで在任する。

第35条 〔金融会社取締役会の構成〕

①公企業部門の組織および民主化に関する法律の施行のときまで、2年を超えない期間につき、第29条に掲げる会社の取締役会の構成員は、つぎに掲げる割合で、命令をもってこれを選任する。

国の代表5人

当該会社およびそのフランス国籍の子会社の従業員のうちから第36条に定める方法により選任する従業員代表5人

当該会社の業務に関連する公的および私的な活動においてその専門的能力により選ばれる者または利用者代表の資格により選ばれる者5人。

②前項に定める期間内に、取締役会の構成、その構成員の選任の基準および方法は、法律をもってこれを修正または明文化する。

第36条 〔国有化される金融会社取締役会の従業員代表〕

①第35条に定める従業員代表は、同条に定める期間については、当該会社およびその子会社において従業員を代表する各全国的組合組織の組織率を考慮して、当該組合組織の提案にもとづいてこれを選任する。

②従業員の各代表は、その選任の際に、会社またはその子会社のうちの1社において実際に従事する労働に対応すべき労働契約を締結していなければならない。また、各代表は、過去5年間に於いて、少なくとも通算して2年間は実際に労働に従事していなければならない。

③取締役会の構成員は、その職務と、会社およびその子会社の労働組合の代表者、企業委員会の構成員、企業委員会の組合側代表、従業員代表および福利厚生委員会の代表の任務とを兼ねることができない。

④取締役が前項の任務の一つを引受けまたは引受けることとなる場合においては、当該取締役は、1ヵ月以内にこの任務を辞任しないかぎり、当然に取締役の職務を辞任したものとみなす。

⑤取締役会における従業員代表は、取締役会の他の構成員と同一の権利および権限を行使する。

⑥取締役会における従業員代表は、その任務の遂行を保障するために、少なくとも企業委員会の構成員と同一の時間外手当および同等の補償を受ける。

第37条 〔国有金融会社の社長の選任および権限〕

①各会社の社長は、組織的法律に関する1958年11月28日の命令第58—1136号にもとづき、取締役会の構成員のうちから、かつ、取締役会の意見を聴取した後に、閣議をもって定める命令によりこれを選任する。

②社長は、全般的指揮の職務を行なう。社長は、指揮を分担する者を任命する。

第38条 〔国有金融会社の存在形態〕

①会社は、第30条にもとづき、その株式を保有する国と一定の法人とにより存続する。

②国有化される持株会社の株式をすべて国が有する場合には、株主総会の権限は、国を代表する取締役がこれを行行使する。

二〇八

第 4 章 雑 則

第39条 〔失業手当の支給方法〕

本法は、労働法典L第351—2条に定める制度にすでに加盟している使用者に対して、同法典L第351—17条第2項に定める権能を認めるものではない。

フランス労働法典

L第351—2条 〔失業手当の支給〕

失業手当は、商工業の職を失なった労働者に対する特別手当の支給に関する国の職業〔安定〕制度を創設する1958年12月31日の協定にもとづいて設置された機関がこれを支給する。

L第351—17条 〔解雇にもとづく補償請求権〕

①本章第1節の地理的適用範囲内において、1958年12月30日の命令（オルドナンス）第58—1374号第164—条aに定める企業、会社および組織の従業員、商工業的性格を有する地方公共団体の公共事業体または地方公共団体が株式の過半数に相当する資本に参加している混合経済会社の従業員、ならびに、本法典L第351—16条にもかかわらず、商工会議所が経営する商工業的性格を有する役務の従業員であってその職員でない者、農業会議所の従業員であってその職員でない者および農業会議所の農業のための施設および役務の従業員は、解雇された場合には、補償を請求することができる。この補償の交付および算定の条件は、本章第1節に定める場合と同一とする。

②使用者は、L第351—2条の制度によらず、かつ、L第351—2条の機関と結んだ協定にもとづいて直接に、または、この機関を介して、前項の補償の支払業務を行なう権能を有する。

第40条 〔従業員を代表する取締役会構成員の労働契約の変更〕

第1条、第12条および第29条に掲げる会社において、従業員を代表する取締役会構成員の労働契約の変更は、すべて事前に取締役会の承認を受けなければならない。

第41条 〔株券と債券の価額との差額の決済方法〕

①図に移転すべき株式の保有者に対して交付する債券は、事業金融公庫または銀行金融公庫が券面額5,000フランでこれを発行する。この場合、券面額の10分の1単位の小割債券を付することができる。

②一方において、第1条、第12条Ⅱ－a、第12条Ⅲおよび第29条に掲げる会社および銀行の株券と引換えに交付され、その所持人ごとにまとめられた債券および10分の1単位の小割債券の価額と、他方において、当該株券の価額との差額は、本法公布の翌年中に呈示がなされる条件で、呈示後3ヵ月以内にこれを償還する。

③他方において、第12条Ⅱ－bに掲げる銀行の株券と引換えに交付され、その所持人ごとにまとめられた債券および10分の1単位の小割債券の価額と、他方において、当該株券の価額との差額は、1983年6月30日以前に呈示がなされる条件で、呈示後3ヵ月以内にこれを償還する。

④株券の交換方法および端数の償還業務については、命令をもってこれを定める。

第42条 〔買戻資産の支払方法〕

事業金融公庫および銀行金融公庫が発行し、国に移転される株式の保有者に補償として交付される債券は、本法をもって国有化される会社が有する資産を買戻す場合には、そのための支払手段として使用することができる。この場合、債券はその券面額をもってその支払に充

ることができる。

第43条 〔転換社債と債券との交換〕

国有化される会社が発行した転換社債は、本法公布の日に転換を停止する。転換社債権者は、第41条に定める命令の公布の日から3ヵ月以内に、その社債券を本法第4条、第15条、第16条および第32条に定める規定にしたがい、事業金融公庫または銀行金融公庫の債券と交換する選択権を有する。この選択権の行使期限は、第12条Ⅱ―bに掲げる銀行については、1982年9月30日とする。債券との交換は、転換社債発行契約に定めた転換率を基礎としてこれを行なう。

第44条 〔債券と交換のため提出されなかった株式の取扱〕

①預金供託金庫は、本法公布の日から1年以内に提出されなかった株式に相当する債券の供託を受ける。

②株式が債券と交換されない場合には、この債券は、毎年行なわれる抽籤から除外する。1997年1月1日現在なお供託されている債券は、同日をもって一括償還され、かつ、この償還の際に支払われる金額は、時効が完成するまで預金供託金庫にこれを保管する。時効期間は、債券の供託の日から起算する。

③第12条Ⅱ―bに掲げる銀行については、本条第1項に定める1年の期間は、1982年7月1日から起算し、かつ、前項に定める期日は、1997年7月1日まで繰り延べる。

一〇五

第45条 〔債券と交換のため提出された株式の取扱〕

①商事時効に関する商法典第189条の2を改正する1977年1月3日の法律第77―4号第2条にしたがって、預金供託金庫に供託される国有化される会社の株式は、法律上当然に債券に転換し、かつ、当該金

庫が、同法同条に定める条件にしたがってこれを保管する。

②債券は、その所持人が要求しない場合には、毎年行なわれる抽籤からこれを除外する。1997年1月1日現在、または第12条Ⅱ－bに掲げる銀行については1997年7月1日現在なお供託されている債券は、同日をもって一括償還され、かつこの債券の償還の際に支払われる金額は、前項に定める条件にしたがってこれを保管する。時効期間は、株式が債券に転換した日から起算する。

第46条 〔債券の利子所得に対する課税措置〕

第4条、第15条、第16条および第32条の各第1項に定める債券の利子所得については、国が発行する確定利率の債券の利子所得に適用される租税規定を適用する。

第47条 〔国有化対象会社株式の評価益・評価損の会計処理〕

国有化される会社の株式が企業の資産項目に掲げられている場合には、第4条、第15条、第16条および第32条に定める補償から生ずる評価益または評価損は、その発生の際の営業年度の課税対象となる損益の確定についてこれを算入しない。株式と交換に受取った債券は、補償請求権の基礎となった株式の価額と同一の簿価をもって、貸借対照表上これを掲記する。債券の全部または一部の譲渡または償還に際しては、一方において、この債券は、国有化された会社の株式が企業により取得された日にこれを取得したものと同みなし、他方において、評価益または評価損は、国有化される会社の株式につき企業の会計帳簿上租税の観点から付された評価額にもとづき、これを確定する。

二〇四

第48条 〔債券に対する課税措置〕

①租税法典第92条、第92A条、第92B条および第160条は、本法に

定める範囲において行なわれる証券の交換にこれを適用しない。

②株式と交換に受取った債券を売却する場合には、

評価益または評価損は、補償請求権の基礎となった株式の価格または取得価額にもとづいてこれを算定する。

評価益があるときは、租税法典第160条の適用条件として交換の日に評価するものとされているため、同条はこれを適用しない。

③第1項に掲げる規定の適用については、株式と交換に受取った債券の償還は、これを売却とみなす。

第49条 〔交付債券に対する印紙税・登録税の免除〕

第4条、第15条、第16条および第32条の適用にもとづいて行なわれる証券の交換業務については、印紙税および登録税を徴収しない。

第50条 〔交付債券の株式代位的効力〕

国に移転される株式の保有者に対して交付される事業金融公庫および銀行金融公庫の債券は、法律、命令または契約により、株式をもって構成される資金の運用または再運用を定めている場合でも、この株式に対して権利を設定または変更する場合でも、すべての場合に法律上当然にこの株式に代わるものとして扱われる。前記株式に関する行為は、事業金融公庫および銀行金融公庫の債券に対すると同一の効果をもつものとみなす。前記債券は、従業員株主制度および従業員参加に関する規定の適用にもとづいて保有される株式に法律上当然に代わるものとして扱われる。その場合、前記債券が譲渡禁止期間中命令をもって定める名簿にもとづいて選任された公認の仲介人に寄託されているときは、これを記名式としない。

第51条 〔公企業部門の組織および民主化に関する法律〕

最も代表的な労働組合組織へ諮問した後に作成される公企業部門の組織および民主化に関する法律は、公企業部門に属する企業の全体における労働者の新たな責任の遂行、とくに工場における労働組合、企業委員会、中央企業委員会、企業集団の企業委員会および取締役会の任務の遂行につき定めるものとする。

第52条 〔相互銀行・協同組合銀行に対する銀行資格の賦与〕

相互的または協同組合的な地位をもつ金融機関の特殊性を考慮して、その活動の遂行に必要な銀行たる資格を賦与する条件については、法律をもってこれを定める。

第53条 〔公企業部門高等評議会の設置〕

①公企業部門高等評議会を設置する。本評議会は、公企業部門の発展、その経営および活動を監視し、かつ、2年ごとに公表する報告書において必要な提案を行なうことを任務とする。

②公企業部門高等評議会は、つぎに掲げる者をもってこれを構成する。

下院および上院がそれぞれ指名する下院議員6人および上院議員4人

政府が指名する委員5人

最も代表的な全国的規模の労働組合組織の代表5人

前掲の委員20人により選挙され、関連活動部門においてその特別な専門的能力によって選出される委員5人。

③本条の適用条件は、必要あるかぎり、命令をもってこれを定め、かつ、補足する。

本法は、国の法律としてこれを執行する。

28. 銀行金融公庫の組織および運営に関する規則を定める1982年2月17日の命令第82—173号〔銀行金融公庫組織運営令〕

第1条 〔銀行金融公庫の目的〕

銀行金融公庫（財政的自主性を与えられた行政機関的性格をもつ公共機関）は、1982年2月11日の法律第15条、第16条および第32条に定める債券を発行し、これを償還し、かつ、この利子を支払うことを目的とする。

第2条 〔取締役会の構成〕

①銀行金融公庫は、命令をもって3年の任期で任命される下院の代表2人、上院の代表1人、預金供託金庫総裁またはその代理、財政的専門能力により財政経済大臣が選任する者1人および国の代表5人の合計10人から成る取締役会がこれを管理する。国の代表は、5人のうち4人については財政経済大臣の提案にもとづいて任命し、他の1人については予算担当大臣代理の提案にもとづいて任命する。

②取締役会の会長は、命令をもって3年の任期でこれを任命する。

第3条 〔取締役会の任務〕

取締役会は、本公庫の業務を処理する。取締役会は、とくに、公庫の予算、財務ならびに金融業務について審議する。取締役会は、その会長の招集にもとづいて、少なくとも1年に2回開催しなければならない。

第4条 〔銀行金融公庫の業務執行〕

預金供託金庫は、銀行金融公庫との間の協定に定める条件にしたがい、銀行金融公庫の業務につき行政上、会計上および財政上の業務執行を担当する。預金供託金庫の総裁は、この業務に関する支払命令官とする。預金供託金庫の総裁は、裁判上において、かつ民事上のすべての行為について銀行金融公庫を代表する。

第5条 〔銀行金融公庫の会計〕

①銀行金融公庫の会計は、預金供託金庫の会計と区分しなければならない。

②銀行金融公庫の会計官は、財政経済大臣および予算担当の大臣代理の命令をもってこれを任命する。

第6条 〔報告書の作成〕

預金供託金庫の総裁は、各年度末に、当該営業年度の銀行金融公庫の営業状況およびその活動に関する詳細な報告書を作成しなければならない。この報告書は、取締役会の承認を要し、財政経済大臣に送付しなければならない。

第7条 〔業務委託費用の支払〕

銀行金融公庫は、第4条に定める預金供託金庫との間の協定に定める条件にしたがい、預金供託金庫に対して、業務委託にともなう費用を毎年支払わなければならない。

第8条 〔国庫負担金・納付金の支払方法〕

国と銀行金融公庫との間の協定においては、1982年2月11日の法律第26条に定める国庫負担金および納付金の支払方法を定めなければならない。

らない。

一
九
九

29. 国有化される会社の証券の交換に 関する1982年2月18日の命令第82— 176号〔国有化会社証券交換令〕

第1条 〔証券交換取扱機関〕

1982年2月11日の法律第1条、第12条および第29条に列举する会社の株式およびこれらの会社が発行した転換社債は、つぎに掲げる機関において、同法第4条、第15条、第16条および第32条に定める債券と交換することができる。

公認仲買人

フランス輸出入銀行

フランス銀行

銀行登録簿に登録されている銀行

庶民銀行中央金庫および庶民銀行協会が認める庶民銀行

信用協同組合中央金庫

信用相互会社中央金庫ならびに信用相互会社の県金庫および県連合金庫

預金供託金庫

農業信用中央金庫および農業信用相互地域金庫

国庫出納局

アルザス・ローレヌ自治体不動産銀行

フランス不動産銀行

株式取引を許可された金融機関。

第2条 〔交換業務の無償性〕

交換業務は、証券所持人につきこれを無償とする。

第3条 〔国有化される事業会社の債券交換方法〕

①1982年2月11日の法律第1条に列挙する事業会社の株式および転換社債の所持人は、1982年2月11日の法律の諸規定により、その証券の価額に相当する債券および10分の1単位の小割債券ならびに金銭による残額を受取る。

②10分の1単位の小割債券の数は、9を超えることができない。金銭による残額は、500フラン未満でなければならない。

③転換社債については、その発行契約にもとづいて権利をもつ株式および端株式の価額を考慮する。

第4条 〔端数処理の方法〕

①金銭による残額は、所持人ごとに算定する。証券の所持人がその証券を数機関に提出する場合においては、この所持人は、その選択する機関に対し、端数をまとめて、これに相当する債券および10分の1単位の小割債券を交付することを請求しなければならない。500フラン未満の端数のみについては、金銭によりこれを支払う。

②前項の規定にかかわらず、端数は、提出された証券が処分できない場合または処分を制限する口座に記入されている場合には、これをまとめない。この場合には、金銭による残額は、各機関ごとにこれを支払う。

第5条 〔10分の1単位の債券の追加取得の方法〕

証券所持人は、10分の1単位の小割債券を追加取得したいときには、その証券の価額を500フラン未満の金銭の払込により補充することが

できる。

第 6 条 〔国有化される上場銀行の債券交換方法〕

1982年 2 月11日の法律第12条Ⅱ(a)および同条Ⅲに列挙する銀行の株式および転換社債の所持人は、前 5 ヶ条と同一の条件にしたがって銀行金融公庫の債券の交付を受ける。

第 7 条 〔国有化される非上場銀行の債券交換方法〕

1982年 2 月11日の法律第12条Ⅱ(b)に列挙する銀行の株式および転換社債の所持人は、前 6 ヶ条と同一の条件にしたがって銀行金融公庫の債券の交付を受ける。

第 8 条 〔Paris-Bas の債券交換方法〕

Compagnie financière de Paris et des Pays-Bas の株式および転換社債の所持人は、前 7 ヶ条と同一の条件にしたがって銀行金融公庫の債券の交付を受ける。

第 9 条 〔Suez の債券交換方法〕

Compagnie financière de Suez の株式および転換社債の所持人は、前 8 ヶ条と同一の条件にしたがって銀行金融公庫の債券の交付を受ける。

第10条 〔証券所持人の氏名、住所等の秘密遵守〕

証券所持人の氏名、住所等は、事業金融公庫および銀行金融公庫に知らせてはならない。ただし、所持人が端数を金銭で支払うことを請求した場合はこのかぎりではない。

第11条 〔抽籤による償還の方法〕

債券および10分の1単位の小割債券の抽籤は、1982年2月11日の法律第44条の適用にもとづいて、いまなお償還、買入または供託されていない証券につき、その償還の期日の45取引日前にこれを行なう。償還すべき証券は、抽籤で決められた番号およびその続き番号の証券とする。ただし、買入れられた証券はこのかぎりでない。償還される証券の総数は、供託されない証券の15分の1に等しい数とする。ただし、欠番はこれに算入する。この抽籤による償還については、1番は、供託されない証券についてなされた抽籤の末尾の番号に続く番号とこれをみなす。

第12条 〔証券交換の禁止期間〕

抽籤日の22取引日前から抽籤の翌日まで、証券の交換はこれを行なうことができない。

第13条 〔有価証券振替決済会社における債券の取扱〕

①債券は、権利者の選択にしたがい、記名式または無記名式とする。債券については、1977年8月22日の命令により改正された1949年8月4日の命令の規定にしたがって、有価証券振替決済会社（Sicovam）の取引の対象とする。

②所有者の明示の反対がない場合においては、有価証券振替決済会社の振替口座に寄託された無記名債券は、1977年8月22日の命令により改正された1949年8月4日の命令第18—1条ないし第18—4条に定める方法にしたがって、これを償還する。

③記名債券は、1977年8月22日の命令および1982年2月18日の命令により改正された1949年8月4日の命令第18—7条および第18—8条の規定にしたがうものとする。

第14条 〔株式等の交換の条件〕

国有化される会社の株式に対して直接または間接に権利を有する株式およびその付随的権利は、国有化される会社の株式の価額をもって、かつ、同一の条件にしたがい、交換をなすことが許される。

第15条 〔証券の処分〕

①有価証券振替決済会社が保有しまたはこの会社に引渡された国有化される会社の無記名の株券および転換社債券は、財政経済大臣の命令をもって任命する主任財務監察官および財務監察院の主任評議官の監督のもとにおいて、1982年2月11日の法律の公布後1年を経過したときは、有価証券振替決済会社によりこれを破棄することができる。

②作成された調書は証明力をもち、かつ、破棄された証券と同一の番号を記載する証券はこれを交換することができない。

〔本研究については、早稲田大学から昭和57—58年度の特設課題助成金の交付を受けた。〕